

気候変動による海岸環境の変化に対して、順応的に対応していくことを記載

### 3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

環境の整備と保全については、白砂青松に代表される優れた自然環境等を守るとともに、かつての優れた自然環境の復元や望ましい自然環境の創出などをあわせて進め、次世代に継承していくこととする。また、地域住民の快適な生活環境の維持・保全と創造にも努めていく必要がある。したがって、基本理念に掲げる「鳥取沿岸特有の優れた自然環境と景観の保全と回復を図る」、「多くの人の参加と協力で美しい海辺づくりを進める」を前提とし、海岸環境の整備と保全を図るものとする。

主要な施策は次のとおりである。

- 海岸林の保全と特徴のある海岸景観の保全・回復
- 沿岸生態系との共生
- 水質の保全
- 海岸愛護活動の推進

#### (1) 海岸林の保全と特徴のある海岸景観の保全・回復

鳥取沿岸の景観を代表する白砂青松を形成する海岸林は、現状を可能な限り保全する方向で検討するとともに、変化に富む崖海岸や、沿道幹線道路と砂浜、海岸林とが調和した沿道海浜景観などの優れた海岸景観は次世代に継承していくよう積極的に保全するものとする。このため、海岸侵食に対しては、施設整備を要しないサンドリサイクル等を本質的な対策と位置づけ、これのみでは十分な効果が得られない場合のみ海岸保全施設等を整備することを基本とする。

なお、施設の整備にあたっては、現在の海岸景観との調和を図るものとし、そこに暮らす人々の生活環境の向上にも配慮した上で、必要に応じて景観形成を図るものとする。また、侵食対策などの工事においては、できる限り動植物等に配慮した施工方法を採用し、サンドリサイクル時には養浜材料にごみや大きな石が混入しないように努めるものとする。

今後、気候変動に伴う海面水位の上昇や高潮・高波の頻発化・激甚化によって、砂浜が後退・消失し、海岸景観が変化することが想定されるため、継続的に気象・海象や海浜地形のモニタリングを実施し、順応的に対応していくものとする。

【パブリックコメントへの対応 (No. 1)】  
【第1回検討委員会時の指摘への対応 (No. 5)】

ブルーカーボン生態系に関する内容及び気候変動による海岸環境の変化に対して、順応的に対応していくことを記載

## (2) 沿岸生態系との共生

陸域及び海域の貴重な生態系については、可能な限り現状のまま保全する方向で検討し、海岸保全施設の整備等との調整に努める。海岸を含む沿岸域は多様な水産生物の生産の場としても重要であり、海岸保全に際しては漁業関係者と調整の上、水産生物の生息場所の保全等に留意する。また、海岸周辺の環境保全等に取り組む関連組織等との連携を図りながら、必要な支援をしていくものとする。さらに、基礎生産の場であり磯資源生物の生息の場でもある藻場等は、ブルーカーボン生態系として二酸化炭素を吸収する役割を有しており、気候変動の緩和にも資することから保全に努めるとともに、砂浜海岸に浸透した清浄な地下海水の利用に配慮し、砂浜の保全・回復に努め、人と自然がいきいきと共生できるような海岸づくりを進めるものとする。

一方で、今後気候変動による海面水位の上昇や海水温の変化等によって、沿岸域に生息する生態系が変化することが想定されることから、継続的に気象・海象や海浜地形のモニタリングを実施し、順応的に対応していくものとする。

### 【第1回検討委員会時の指摘への対応 (No. 5)】



出典：ブルーカーボン、国土交通省港湾局 HP

### ブルーカーボン生態系のメカニズム

## (3) 水質の保全

生態系の保全のためにも、現在の良好な水質を将来にわたって保っていく必要があり、陸域における下水道の整備や河川水質の汚濁防止など、適切な施策を推進する。また、沿岸域に漂着した座礁船等に対し、船舶等から流出した油や有害液体物質、海洋環境に著しい影響を及ぼす場合については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等に基づいて防除措置等を適切に実施する。

**【削除】 ボランティア活動を行う団体及び海岸協力団体数について削除**

**(4) 海岸愛護活動の推進**

鳥取県内の各海岸では、住民参画によって参画型ボランティア、協働型ボランティア、スーパーボランティア活動が行われているほか、直轄工事を施行している皆生海岸においては、海岸協力団体として指定された民間の法人・団体が、海岸管理者の支援を受けながら海岸環境の維持などの活動を行うなど、官・民が連携して海岸の環境美化や愛護意識の高揚並びに土木施設の維持保全を図りながら地域の活性化に取り組んでいる。

また、鳥取砂丘では、平成16年から県民の協力を得て、ボランティア除草活動を実施しているほか、弓ヶ浜松林では、松林の里親である弓ヶ浜・白砂青松そだて隊（自治会・企業等複数の団体で構成）によって、草刈りや清掃活動や植林等の活動が行われている。

海岸環境の保全については、海岸の愛護を促す環境教育と愛護活動のための人材育成支援を積極的に進めるとともに、海岸美化活動についても地域住民との連携を緊密に行うなど、適切な管理体制の確立を図るものとする。

注) 参画型ボランティア活動：登録団体が自主的に行う環境美化活動。

協働型ボランティア活動：登録団体と県とが協定を結び行っただく維持管理活動。

スーパーボランティア活動：土木施設を含む公共空間の利活用を行うために実施する維持管理活動。

海岸協力団体：海岸法23条の3に基づき指定された法人・団体で、海岸保全にかかる維持、調査研究、知識の普及啓発等を行う。

**【更新】最新の海岸愛護団体、鳥取砂丘ボランティア除草の実施内容に更新**

鳥取県の海岸愛護団体（土木施設愛護ボランティア登録団体）

	団体名称		団体名称
鳥取県 東部	(一社)鳥取県警備業協会警友会	鳥取県 西部	JP労組鳥取連絡協議会
	浦富サーフィンクラブ		かくわの郷庄内
	山王団地自治会		まちづくり所子地区会議
	小沢見自治会		塩津環境保全協議会
	神話の郷末恒まちづくり協議会		塩津部落
	鳥取県警備業協会警友会		楽しもなかやま
	白兔地区		(公社)米子広域シルバー人材センター外浜班
	白兔地区自治会		前谷ボランティア会
	伏野部落自治会		大山の里所子(旧・まちづくり所子地区会議)
	末恒地区市民運動推進協議会		大山町御来屋6区自治会
鳥取県 中部	琴浦ハマナス保護の会	鳥取県警備業協会警友会	
	琴浦町職員厚生会	淀江地区環境をよくする会	
	徳万自治会		
	八橋2区自治会		

出典：令和7年9月31日現在（直近5年間に活動実績報告を受けた団体のみ記載）

■ 令和6年度鳥取砂丘ボランティア除草の結果

令和6年度も多くのボランティアの方々にご協力いただき、鳥取砂丘ボランティア除草を実施しました。ここでは1年間の活動を報告します。

■ 令和6年度除草ボランティア 延べ3,515人参加

平成16年度から県民の皆様と一緒に、美しい鳥取砂丘を維持、保全するため、ボランティア除草に取り組んできましたが、今年も、企業・団体の方を中心とした多くの方に参加をいただきました。今年度は雨天による中止も少なく天候にも恵まれたことから、延べ3,515人と多くの方々にご参加いただきました。

今後とも県民の皆様と協働して、鳥取砂丘の除草活動に継続して取り組んでいきたいと考えておりますので、引き続きご協力をお願いします。

ここに感謝の気持ちを込めて、ご参加いただいた企業・団体の方々やご協賛いただいた企業を紹介し、御礼に代えさせていただきます。



海岸での愛護活動事例

写真提供：鳥取砂丘未来会議（事務局 鳥取県緑豊かな自然課）

**【更新】最新の皆生トライアスロン大会の開催日時を記載、西暦を和暦に変更  
気候変動による海岸利用の変化に対して、順応的に対応していくことを記載**

#### 4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

公衆の適正な利用とは、限られた**沿岸域**の資源や空間等を自然環境や景観との調和を図りつつ活用することである。したがって、「水辺とのふれあいやにぎわいのある海辺を創出する」、「地域と連携し快適な海辺づくりを推進する」を前提として、利用者間の調整と適正な利用促進を考慮しながら進めるものとする。

主要な施策は次のとおりである。

- 海と親しみ、レクリエーションなどを楽しめる海岸づくりを進める。
- 地域の行事や祭りに利用でき、人々がいきいきと暮らせる海岸づくりを進める。
- 利用マナー意識の向上と啓発活動に努める。

##### (1) 誰もが海と親しみ、レクリエーションなどを楽しめる海岸づくりを進める

岩美海岸では、海水浴のほか、その透明度を生かし、町立施設によってシーカヤックツーリング、透明なクリアカヤックツーリング、シュノーケリング等の体験メニューが提供され、多くの利用者が来訪している。また、皆生海岸では、**昭和56年**8月に国内初のトライアスロンが開催され、**令和7年7月20日には第43回目**となる大会が開催されている。その他にも、皆生・大山で環境スポーツイベント「SEA TO SUMMIT」が**平成21年**から開催されるなど、鳥取沿岸では、様々な海岸域のレクリエーション利用やイベント開催が行われている。今後も、地域住民がいきいきと生活し地域が活性化するように利用者に寄り添った利活用を考えていく。

また、今後の多種多様な海岸利用の要請に応えるために、体験活動のできる海岸や、ヨットやサーフィン、釣りなどのスポーツ・レジャー利用や、散策、ジョギングなどの日常的な利用を楽しむことができる海岸を創出していくものとする。また、誰でも日常生活のなかで海岸に近づくことができるよう、アクセスの改善やバリアフリー化を進め、快適で親しみやすい海岸づくりを目指す。

**一方で、気候変動に伴う海面水位の上昇や高潮・高波の頻発化・激甚化によって、砂浜が後退・消失し、海水浴場やマリンアクティビティ等の体験活動の利用に影響を及ぼす可能性があるため、継続的に気象・海象や海浜地形のモニタリング、サンドリサイクル等の順応的な砂浜管理を推進し、レクリエーション環境の維持・確保に努める。**

**【第1回検討委員会時の指摘への対応 (No.5)】**

**【更新】沿岸市町村へのアンケート結果を踏まえて資料更新**

スポーツイベント・レクリエーション（開催実績） 一覧表

鳥取県の海岸に面する自治体	主なスポーツイベント・レクリエーション
岩美町	岩美キッズトライアスロン大会
	山陰海岸ジオパーク 120km ウォーク in 因幡・但馬
	浦富海岸ビーチバレー大会
	浦富海岸ビーチクリーンCUP
	浦富海岸ジオウォーク
	浦富海岸健康マラソン大会
鳥取市	鳥取砂丘らっきょう花マラソン大会
	鳥取砂丘トライアスロン大会
	山陰海岸ジオパーク 120km ウォーク in 因幡・但馬
	鳥取砂丘サンドボードスクール
	砂丘YOGA
	ハンググライダー
	鳥取砂丘パラグライダー
	ファットバイク
	山陰海岸ジオパークトレイル
湯梨浜町	ハワイアンフェスティバル in ゆりはま
	ジュニアグラウンド・ゴルフ発祥地大会
	グラウンド・ゴルフ発祥地大会
	グラウンド・ゴルフ国際大会
北栄町	クロスカントリー大会
	由良川下リイカダレース大会
	北栄町すいか・ながいも健康マラソン大会
大山町	大山町名和マラソンフェスタ
米子市	全日本トライアスロン皆生大会
	米子サイクルカーニバル in YODOE
	WINTER SWIMMING in KAIKE (寒中水泳大会)
	Shelter チャリティーフェスティバル
	SEA TO SUMMIT 皆生・大山大会
	米子市民レガッタ
	中海オープンウォータースイム
	シマノ・ジャパンカップ投釣り選手権 全国大会
日吉津村	SEA TO SUMMIT 皆生・大山大会
境港市	Sun-in ビーチバレー大会
	境港ペーロン大会
	境港ボートレース大会

※沿岸市町村アンケート結果を基に鳥取県で作成

**(2) 地域の行事や祭りに利用でき、人々がいきいきと暮らせる海岸づくりを進める**

来訪者等の利便性向上はもとより、海にまつわる地域の行事や祭りなどにも活用することによって、地域住民がいきいきと生活し地域が活性化するように配慮した海岸づくりを進めるものとする。

**(3) 利用マナー意識の向上と啓発活動に努める**

海岸利用は近年、多様化、利用者の増加が進んでいるが、これに伴い、ゴミのポイ捨てなどの問題が発生している。今後、海岸を適正に利用していくうえで、「ゴミのポイ捨て禁止」を定めた環境美化の促進に関する条例の活用と併せて、規制やマナー向上などの啓発活動を進め対策を講じていくものとする。さらに、地域住民や海岸を訪れる多くの人達が、心地よく海岸に親しむとともに、海の生物など自然環境の保全の大切さを認識できるような美しく快適な海岸利用を図っていくために、**利便施設の適切な管理や利用者マナーの向上に努めるとともに、海岸利用に関するルールの周知やマナー向上に向けて、地元自治体や地域の人々と連携した啓発活動を進め、普及方策を検討のうえ、その展開に努める。**

防護・環境・利用について、順応的・段階的に検討・見直しを行う新たな海岸保全へ転換していくことについて記載

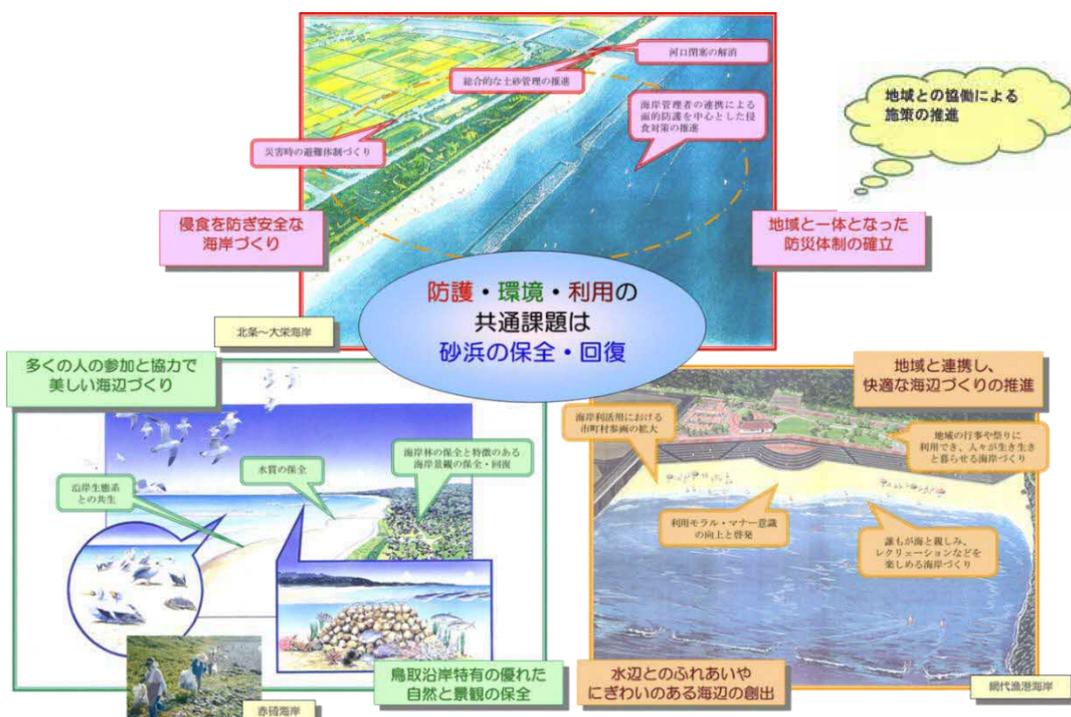
## 5. 沿岸の長期的な在り方

### (1) 基本理念

- 県民の財産である白砂青松の海岸を維持・回復し、次世代に継承していくため、歴史・文化によって育まれた故郷を守り、人々がいきいきと暮らせる魅力ある海岸づくりを目指す。

海辺環境への関心や水辺に対するニーズが高まり、「防護」、「環境」、「利用」の三者が調和した海岸へのあり方が求められている。それに対して鳥取沿岸においては、豊かな自然環境を保全するのみならず、積極的に身近に親しめる水辺環境を創出し、白砂青松の海岸の回復を図るべく海岸保全を進めていくものとし、県民生活の健全な発展と国土の有効な利用を進めるため、海岸保全の目標を定めるものとする。なお、海岸保全の目標については、長期的な気候変動に伴う大幅な外力（潮位、波高等）の変化が見込まれる場合に、**防護・環境・利用への影響について、順応的・段階的に検討・見直しを行う新たな海岸保全へ転換していくこととする。**

鳥取沿岸の「基本理念」を、次ページに設定する。



鳥取沿岸の基本理念

出典：鳥取沿岸の総合的な土砂管理ガイドライン(平成17年6月) 鳥取県

気候変動によって将来想定される事象に対する防護・環境・利用の対応を記載

【基本理念】

県民の財産である白砂青松の海岸を維持・回復し、次世代に継承していくため、歴史・文化によって育まれた故郷を守り、人々がいきいきと暮らせる魅力ある海岸づくりを目指す。

防護・環境・利用の調和

キャッチフレーズ : <みんなで守り・創り・育てる海岸>

<p>＜海岸の防護＞</p>	
<p>侵食を防ぎ安全な海岸づくりを進める</p>	<p>◎ 気候変動による平均海面水位の上昇や波向きの変化等によって、海岸侵食がさらに進行する可能性があることが予測されている。</p> <p>◎ 海岸の侵食に対しては、海浜地形のモニタリングを行い、海岸利用や背後地の状況を踏まえ、対策箇所・区域の優先度を考慮しながら、養浜等の順応的な砂浜管理や総合土砂管理、離岸堤・人工リーフ等も含めた面的防護を推進し、砂浜を保全・回復していくことで背後地の生活基盤を災害から守り、将来とも安心できる安全な海岸づくりを進める。</p>
<p>地域と一体となった防災体制の確立を進める</p>	<p>◎ 災害発生時などの緊急対応のため、地域住民と行政が一体となって協力できる体制づくりや避難誘導、情報提供など、ソフト面を強化し安全性の向上に努めるものとする。</p>
<p>＜環境の整備と保全＞</p>	
<p>鳥取沿岸特有の優れた自然環境と景観の保全と回復を図る</p>	<p>◎ 雄大な砂丘や白砂青松、美しい夕日や漁り火、沿道海浜景観等の海岸景観など、鳥取県の海岸独自の風景を基調とした海岸景観や鳥取沿岸特有の優れた自然環境の保全と回復に努める。</p> <p>◎ また、沿岸に分布する海浜植生やブルーカーボン生態系として二酸化炭素を吸収する役割を有している藻場等の生態系の保全に配慮するとともに、そこに暮らす人々の快適な生活環境の形成にも配慮し、人と自然が共生できる海岸づくりを進める。</p>
<p>多くの人の参加と協力で美しい浜辺づくりを進める</p>	<p>◎ 海岸のごみの清掃活動など地域住民やボランティアの参加・協力の体制づくりを進め、海岸の愛護を促す環境教育や人材の育成などを図り、美しい海辺づくりを進めていく。</p>
<p>＜公衆の適正な利用＞</p>	
<p>水辺とのふれあいやにぎわいのある海辺を創出する</p>	<p>◎ 地域の祭や行事などの利用、自然の体験や観察など多様な利用要請に応え、利便施設の整備、アクセスの改善やバリアフリー化によって、水辺とふれあうことのできる親しみのある海辺や、様々なレクリエーションを楽しむことのできる海辺などを創出する。</p> <p>◎ また、気候変動によって砂浜が後退・消失し、海水浴場やマリンスポーツ等の体験活動の利用に影響を及ぼす可能性があるため、限りある海辺空間について自然環境との調和を図りつつ、人々の海岸利用の要請に応じていき、地域住民や来訪者がいきいきと過ごせる、地域に活力とにぎわいをもたらす海辺を創出していく。</p>
<p>地域と連携し快適な海辺づくりを推進する</p>	<p>◎ 海岸管理の市町村参画を拡大するなど地域と連携して、トイレやシャワー、ゴミ集積施設等の整備、管理を行っていくとともに、海岸利用者のモラルやマナーの向上を図るための適正な海岸利用のルールづくりや啓発活動などを推進していく。</p>

⇒ 防護・環境・利用の共通課題は、砂浜の保全・回復

ハード対策・ソフト対策を組み合わせた気候変動への適応策について記載

## II. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

### 1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

#### 1.1 ハード対策・ソフト対策を組み合わせた気候変動への適応策

気候変動には不確実性があることから、段階的な防護水準を設定し段階的なハード対策を実施していくこととする。その際、ハード対策のみで防御できるレベルには限界があること、ハード対策の完了までには時間を要すること等を踏まえ、ハード対策・ソフト対策を適切に組み合わせ、背後地の資産を守ることとする。

ハード対策・ソフト対策の検討にあたっては、社会経済状況や背後地の人口、社会インフラの整備状況、土地の利用状況等の将来変化について考慮する。また、組み合わせの検討にあたっては、外力の規模だけでなくその発生確率と発生する人的・経済的被害をかけた地域の災害リスクを定量化し、ハード対策・ソフト対策のそれぞれの特性について考慮する。そのうえで、避難や土地利用規制といったソフト対策と関連させ、堤防・護岸等のハード対策の防護水準を決定する。

ハード対策・ソフト対策について、今後の新たな知見や観測データの蓄積等も踏まえて点検し、適宜見直しを行っていく。

なお、気候変動による地形変化の将来予測については、不明確な部分が多く、平均海面水位や波高の上昇に加え、波向の変化による影響も想定されるため、今後の新たな知見や気象・海象や海浜地形のモニタリング等も踏まえ、継続的に検討を行っていくこととし、順応的な対策の検討を進めていくものとする。

#### 【ハード対策】

- 気候変動の不確実性等を考慮し、段階的なハード対策を実施。
- 将来の施設改良等を考慮した手戻りのない構造、粘り強い堤防・護岸整備等を検討。
- 整備時期や防護水準（沖合施設、養浜なども含む）、実施箇所の優先順位を検討。
- 予防保全の観点から長寿命化計画等に基づく適切な施設の維持管理を実施。
- 堤防・護岸の嵩上げだけでなく、順応的砂浜管理（防護・順応・撤退）や総合土砂管理等も含めた面的防護を推進。

#### 【ソフト対策】

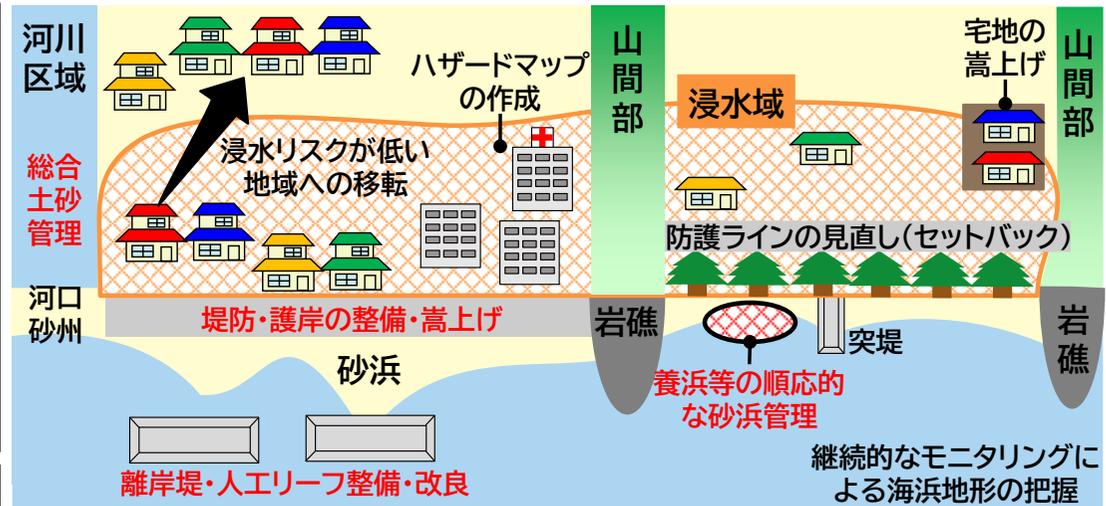
- 施設のみで防御できるレベルには限界がありハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ。
- 国と県と市町村がそれぞれの役割のもと密接に連携し、高潮浸水想定区域の指定、津波災害警戒区域の見直し、ハザードマップや避難計画の作成、土地利用規制も踏まえた防災まちづくり等の都市計画との調整等、総合的な対策を実施。
- 気候変動により海岸侵食が進行する場合、将来の海岸防護・利用・環境を持続的に確保するため、海浜地形のモニタリングを実施するとともに必要に応じて防護ラインの見直し(セットバック)を検討。

**ハード対策(例)**

- ✓ **離岸堤・人工リーフの整備・改良**  
高波浪を低減し、背後地への浸水被害の防止・軽減を図るとともに砂浜の保全を図る。
- ✓ **堤防・護岸の整備・高上げ**  
背後地への浸水被害の防止・軽減を図る。
- ✓ **養浜等の順応的な砂浜管理**  
海岸侵食の軽減。海岸景観や生物生息域の保全・レクリエーション環境の創出を図る。
- ✓ **総合土砂管理**  
山地から海岸までの土砂の流れの「連続性」の確保・回復を図る。

**ソフト対策(例)**

- ✓ **ハザードマップの作成・住民避難**  
水害リスクを把握し、避難行動計画の支援。
- ✓ **都市計画の変更**  
水害リスクの高い地域から低い地域への移転の促進。宅地の高上げの実施。
- ✓ **防護ラインの見直し(セットバック)**  
高潮・高波による浸水被害や海岸侵食の防止・軽減、生物生息域やレクリエーション環境の創出。
- ✓ **海浜地形のモニタリング**  
グリーンレーザ測量や衛星画像を活用した海浜地形の把握



出典: 津波浸水想定図, 鳥取県HP(平成30年3月)

気候変動を踏まえた海岸侵食、高潮・高波、津波に対する対策案(例)

気候変動を踏まえた海岸侵食、高潮・高波、津波に対する対策案(例)を記載

## 1.2 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

鳥取県の海岸は、砂浜を保全することを基本とする面的防護を実施する。海岸保全施設を新設又は改良を実施しようとする区域は、Iの2.1節の「防護の目標」を達成するために、整備が必要である海岸とする。

### (1) 海岸侵食対策

鳥取沿岸全域における海岸侵食対策は、平成17年に策定した「鳥取沿岸の総合的な土砂管理ガイドライン」に基づく総合的な土砂管理によって行うことを基本としており、今後も継続することとするが、汀線測量や深淺測量等のモニタリング調査の結果、学識経験者等から構成される調整会議等での議論及び沿岸住民の意見を踏まえ、サンドリサイクルだけでは効果に限界がある場合については施設の新設及び改良の整備を行う。なお、施設の新設及び改良方法を選定する際には、海岸環境や利用状況を踏まえて選定することとする。

現状において整備を実施する区域は次の3エリアとする。

- ・岩美海岸エリア
- ・千代川右岸エリア
- ・日野川左岸エリア

また、天神川周辺エリアなど、上記3エリア以外での地域についても引き続き、海浜地形のモニタリング調査を継続し、海岸侵食の状況の分析を行い、必要に応じて整備エリアの見直しを行う。



海岸侵食対策の必要な区域

【岩美海岸エリア（陸上地区）】

岩美海岸（陸上地区）の砂浜については、昭和50年代まではほぼ安定していたが、昭和59年頃から侵食が顕著となっている。東漁港防波堤建設・増築による遮蔽域形成等に伴い、ポケットビーチ内の漂砂バランスが不安定化したことが要因と考えられる。沿岸漂砂は通年で西向きが卓越しており、東浜海水浴場側は侵食傾向なのに対し、羽尾海水浴場側が堆積傾向にあることから、サンドリサイクルによる対応を行っている。近年は冬季風浪による局所的な浜崖の発生が問題となっており、令和元年度から埋設護岸の整備を行う浜崖後退抑止対策に着手している。



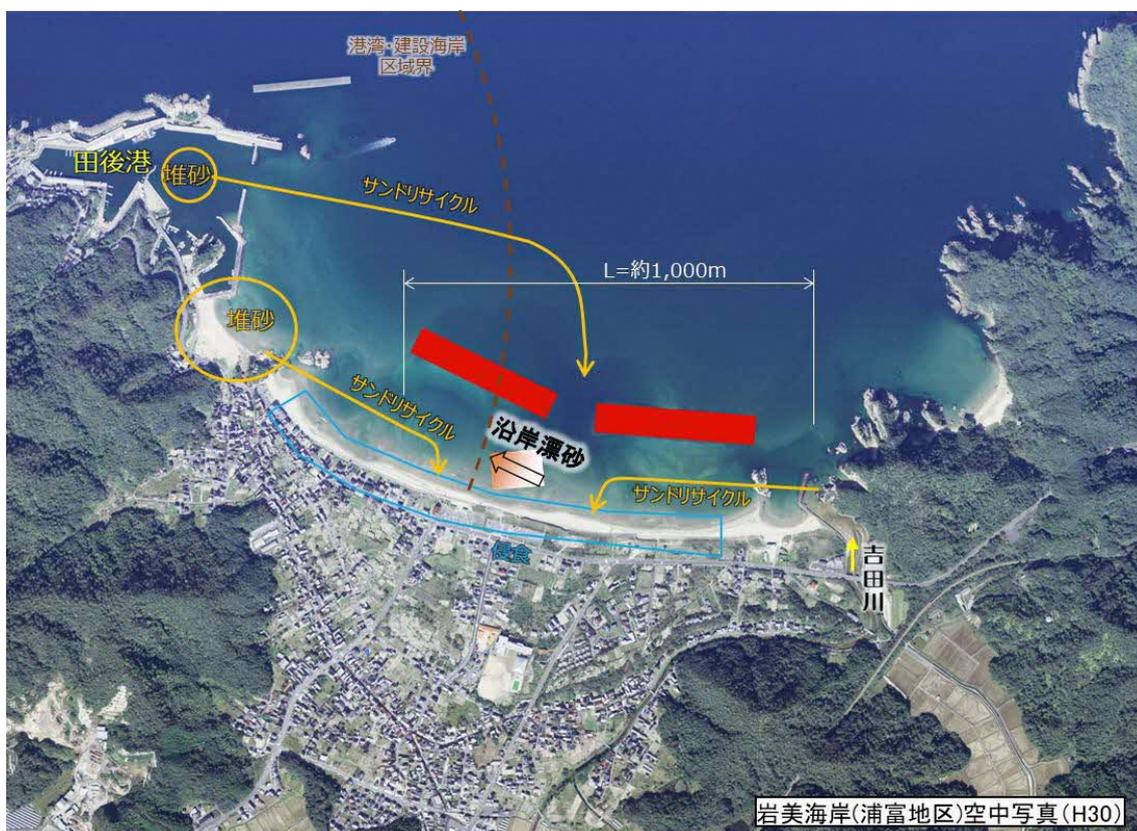
※鳥取県立博物館撮影航空写真を基に鳥取県作成

岩美海岸（陸上地区）

【岩美海岸エリア（浦富地区）】

岩美海岸（浦富地区）の砂浜については、昭和50年代までは安定していたが、昭和50年代後半から侵食が顕著となった。田後港建設による遮蔽域形成等に伴い、ポケットビーチ内の漂砂バランスが不安定化したことが要因と考えられる。平成2年から進めてきた人工リーフ整備は令和4年に完了し、海岸全体としては堆積傾向であるものの、人工リーフ開口部の岸側付近等で侵食傾向の箇所が確認されており、冬季風浪等による局所的な侵食も断続的に発生していることから、継続したサンドリサイクルとモニタリングを行っていく必要がある。

また、汀線付近に浜崖が発生し、護岸基礎を保護する消波ブロックが露出するなど、海水浴等の利用に影響を与えており、課題となっている。



※鳥取県立博物館撮影航空写真を基に鳥取県作成

岩美海岸（浦富地区）

【千代川右岸エリア（湯山地区）】

千代川右岸エリア（湯山地区）の侵食については、昭和 50 年代まではほぼ安定していたが、昭和 50 年後半から侵食が顕著となった。侵食の主な要因は千代川からの土砂供給の減少や鳥取港の防波堤の建設による遮蔽域形成等の要因が考えられる。土砂動態の特徴は、沿岸漂砂は東向きが卓越しているが、鳥取港及び千代川導流堤の影響による西向き沿岸漂砂が発生している。サンドリサイクル及び平成 13 年からの人工リーフ整備によって、従前より安定傾向にあるが、冬季風浪による局所的な侵食が発生している。引き続き、サンドリサイクルによる砂浜の保全・回復を図る。



※鳥取県立博物館撮影航空写真を基に鳥取県作成

千代川右岸（湯山地区）

東から西になるように日野川周辺エリアと天神川周辺エリアの順序変更を変更

【天神川周辺エリア】

天神川河口付近一連の汀線は、昭和20年代と近年を比較すると侵食傾向であるが、土砂採取が禁止された昭和50年代以降は汀線の後退傾向は止まり、概ね安定傾向にある。

天神川河口では、常時河口砂州が形成されており、冬季波浪による漂砂の打ち込みや沿岸流の作用による河口閉塞の発生が懸念されている。河口閉塞は、内水面の水位上昇による氾濫や、周辺の砂浜への土砂供給を阻害することとなり、海岸侵食の原因ともなることから、対策が課題となっている。

天神川左岸側は、比較的安定しているが、局所的な侵食や浜崖の後退が見られることがあり、継続的な観測や必要に応じたサンドリサイクルによる対応などを行っている。

天神川右岸側は、左岸側と比較して沿岸漂砂量が少ないこともあり、後退傾向が続いたため、ほぼ砂浜が消失している。



※鳥取県立博物館撮影航空写真を基に鳥取県作成

天神川エリア

東から西になるように日野川周辺エリアと天神川周辺エリアの順序変更を変更

【日野川左岸エリア】

日野川左岸エリア（米子海岸米子西地区の侵食については、大正末期頃から日野川河口付近から急激な侵食が始まった。侵食の主な要因は、日野川上流域で盛んに行われていた「かんな流し」が衰退し、日野川からの土砂供給が著しく減少したこと等が考えられる。米子西地区から両三柳地区は離岸堤の整備等によって前浜が復元し維持されているが、富益地区以西において侵食が進行しており、現在、富益地区では既設人工リーフの改良が進められている。また沿岸漂砂は西向きが卓越しており、海岸侵食を受けた土砂が、西端の境港側に堆積する傾向があることから、必要に応じてサンドリサイクルを行っている。



※鳥取県立博物館撮影航空写真を基に鳥取県作成

日野川左岸エリア

気候変動を踏まえたうちあげ高の算出結果を将来の護岸高の目安として設定することを記載  
ゾーン毎に背後地盤高を記載

**(2) 高潮・波浪対策**

鳥取県の海岸は、これまでの堤防・護岸等の海岸保全施設の整備によって、沿岸の背後地の地盤高が低い地区においても高潮・波浪の防御水準（50年確率波浪に対するうちあげ高）に対して機能性を有していると考えられる。近年、越波による家屋被害等も記録されていないが、皆生海岸をはじめとする砂浜海岸においては、砂浜の幅が防護の重要なポイントとなるので、その確保に努めることとする。

また、気候変動を踏まえた波のうちあげ高の算定結果から、将来、護岸高または背後地盤高を上回る地点が確認された。今後は、地区海岸毎に算定した気候変動を踏まえたうちあげ高の算出結果を将来における護岸高の目安として設定するとともに、要施設整備箇所を選定し、2100年までに想定される整備内容（案）を海岸保全施設整理表に整理した。なお、2100年時の施設整備状況は不明なため、2023年度末の施設整備状況を踏まえて、気候変動後の波のうちあげ高を算定している。今後、施設整備計画時に線的防護のみならず離岸堤・人工リーフや養浜等の面的防護も含めた詳細な検討を実施したうえで、必要護岸高を見直すこととする。

さらに、気候変動予測には不確実性があるため、今後の新たな知見や気象・海象のモニタリング等も踏まえ、継続的に検討を行っていくこととし、順応的な対策の検討を進めていくものとする。

気候変動を考慮前のゾーン毎の計画護岸高、背後地盤高 一覧

ゾーン名	防護水準	
	計画護岸高 (T. P. +4. 5m) ※1 または背後地盤高 ※2	海岸侵食
①岩美ゾーン	T. P. +4. 50m～17. 66m	現状の汀線維持もしくは必要に応じた汀線の回復
②千代川周辺ゾーン	T. P. +4. 50m～42. 37m	
③長尾鼻ゾーン	T. P. +4. 50m～18. 67m	
④天神川周辺ゾーン	T. P. +4. 50m～10. 47m	
⑤大山ゾーン	T. P. +4. 50m～24. 17m	
⑥日野川周辺ゾーン	T. P. +2. 90m～5. 55m	

※1 護岸高：護岸のない地区海岸あり

※2 背後地盤高：うちあげ高の算定地点の汀線から背後の保全対象施設(家屋、道路等)までの範囲内の最大地盤高を背後地盤高として設定

各地区における将来の護岸高の目安を記載

将来における護岸高の目安

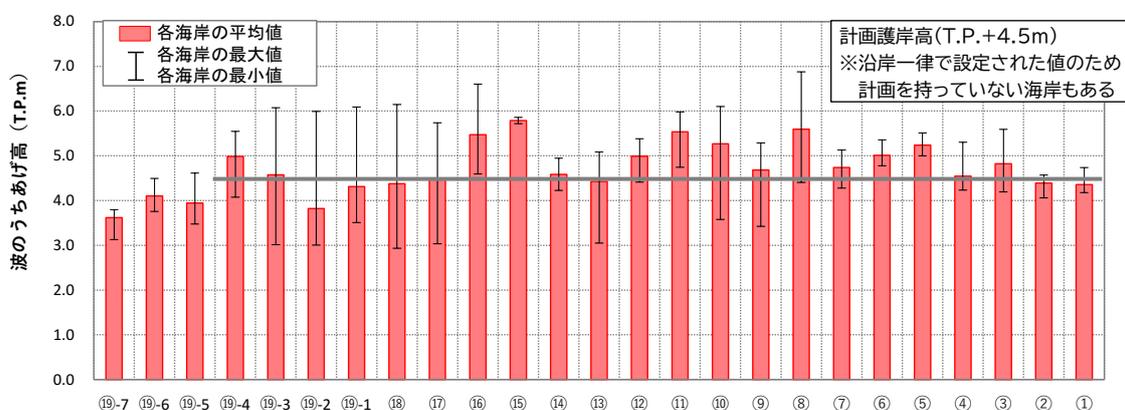
	将来計画 護岸高(目安) <sup>※1,2</sup>		将来計画 護岸高(目安) <sup>※1,2</sup>
①岩美海岸陸上地区	T.P.+4.50m～4.80m	⑭赤碓港海岸	T.P.+4.50m～5.00m
②岩美海岸浦富地区	T.P.+4.50m～4.60m	⑮赤碓海岸	T.P.+4.50m～5.90m
③鳥取・福部海岸	T.P.+4.50m～5.60m	⑯中山海岸	T.P.+4.50m～6.60m
④賀露西浜海岸	T.P.+4.50m～5.40m	⑰名和海岸	T.P.+4.50m～5.80m
⑤白兔海岸	T.P.+4.50m～5.60m	⑱大山海岸	T.P.+4.50m～6.20m
⑥水尻海岸	T.P.+4.50m～5.40m	⑲-1 日吉津・淀江海岸 米子海岸米子東地区	T.P.+4.50m～6.10m
⑦気高海岸	T.P.+4.50m～5.20m	⑲-2 米子海岸米子西地区	T.P.+4.50m～6.00m
⑧青谷海岸	T.P.+4.50m～6.90m	⑲-3 米子海岸両三柳地区	T.P.+4.50m～6.10m
⑨泊漁港海岸	T.P.+4.50m～5.30m	⑲-4 米子海岸夜見地区	T.P.+4.50m～5.60m
⑩羽合漁港海岸	T.P.+4.50m～6.10m	⑲-5 米子海岸富益地区	T.P.+4.50m～4.70m
⑪北条海岸	T.P.+4.50m～6.00m	⑲-6 米子海岸和田・大篠津地区	T.P.+4.50m
⑫大栄東・西海岸	T.P.+4.50m～5.40m	⑲-7 境港海岸中浜地区 <sup>※3</sup>	T.P.+3.80m
⑬東伯海岸	T.P.+4.50m～5.10m		

※1 護岸高の目安: 気候変動を踏まえた波のうちあげ高の算定結果の最大値を10cm 丸め(余裕高未考慮)。

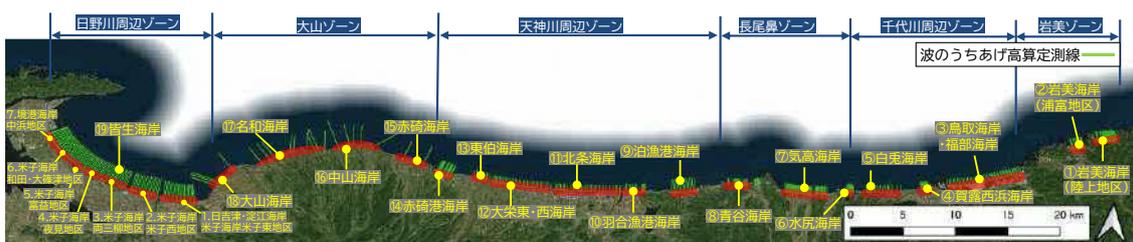
※1 護岸高の目安: 今後、施設整備計画時に再度詳細な検討を実施。

※2 計画護岸高の最低値: ⑲-7 境港海岸中浜地区を除き、これまで沿岸一律で整備してきた護岸高 T.P.+4.5m に設定。

※3 ⑲-7 境港海岸中浜地区: 気候変動を踏まえた波のうちあげ高の算定結果の最大値(T.P.+3.8m)に対して、護岸高 T.P.+4.5m で整備した場合、過大設計になることから波のうちあげ高の算定結果の最大値で設定。



波のうちあげ高の算定結果 (各海岸の平均・最大・最小) と計画護岸高の比較



※⑲皆生海岸は、淀江海岸、日吉津海岸、米子海岸及び境港海岸の総称を指す。

波のうちあげ高の算定箇所

気候変動を踏まえたL1津波水位、ゾーン毎に背後地盤高を記載

(3) 津波対策

「比較的発生頻度の高い津波（L1津波）」での津波高は、既設護岸の天端高や背後地盤高を下回っており、対象としている日本海中部地震津波での被害記録もない。

また、気候変動を踏まえたL1津波水位は、先行事例(高知県)においてL1津波水位の上昇量が概ね海面上昇量程度に収まっていることが確認されている。そのため、先行事例を参考に気候変動を踏まえた津波シミュレーションを実施せず、2100年時点の海面上昇量(47cm)を加算したL1津波水位を防護水準に設定した。なお、日野川周辺ゾーンにおいては、気候変動を踏まえたL1津波水位が一部背後地盤高を超過するため、詳細な調査を実施したうえで必要な対策を検討する。

今後は、「最大クラスの津波（L2津波）」に対し施設の破損等を軽減するため、粘り強い構造の堤防・護岸等について必要に応じて検討していく。

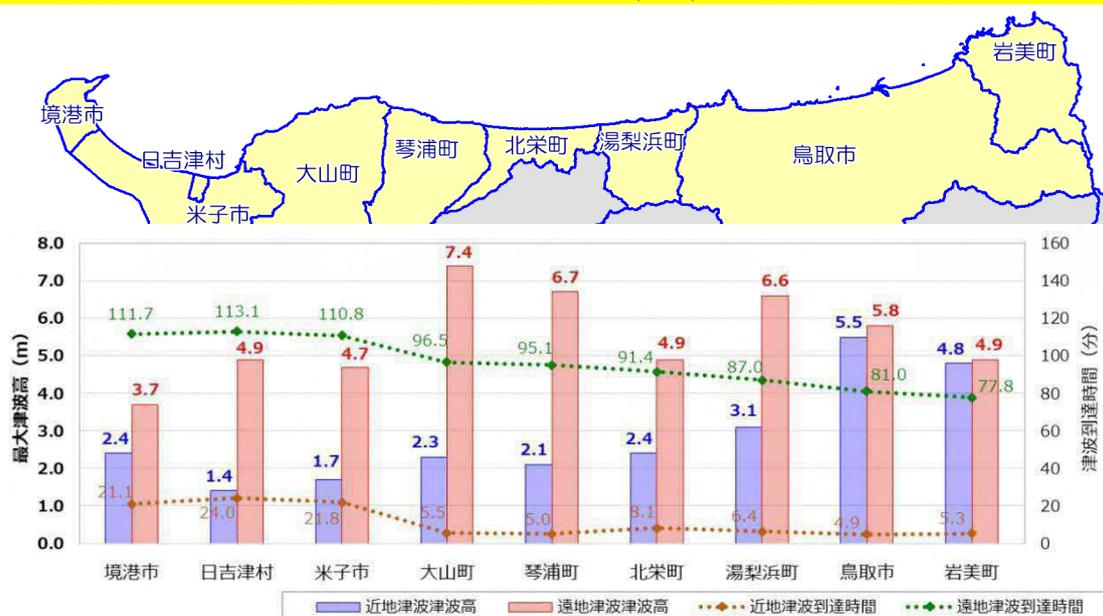
ゾーン毎の設計津波水位（L1津波）一覧

ゾーン名	防護水準		
	計画護岸高(T.P.+4.5m) <sup>※1</sup> または背後地盤高 <sup>※2</sup>	L1津波水位	気候変動を踏まえたL1津波水位 <sup>※3</sup>
①岩美ゾーン	T.P.+4.50m～17.66m	T.P.+2.2m	T.P.+2.7m
②千代川周辺ゾーン	T.P.+4.50m～42.37m	T.P.+2.6m	T.P.+3.1m
③長尾鼻ゾーン	T.P.+4.50m～18.67m	T.P.+2.8m	T.P.+3.3m
④天神川周辺ゾーン	T.P.+4.50m～10.47m	T.P.+2.8m	T.P.+3.3m
⑤大山ゾーン	T.P.+4.50m～24.17m	T.P.+3.2m	T.P.+3.7m
⑥日野川周辺ゾーン	T.P.+2.90m～5.55m	T.P.+2.5m	T.P.+3.0m

※1 護岸高：護岸のない地区海岸あり

※2 背後地盤高：うちあげ高の算定地点の汀線から背後の保全対象施設(家屋、道路等)までの範囲内の最大地盤高を背後地盤高として設定。

※3 気候変動を踏まえたL1津波水位:2100年時点の海面上昇量(47cm)をL1津波水位に加算し、10cmまるめ。



L2津波時の市町村別の最大津波高(m)、30cm(浸水深)津波到達時間(分)

### 1.3 海岸保全施設の種類、規模及び配置

整備しようとする海岸保全施設の種類、規模及び配置については、海岸保全施設整理表に示す。

### 1.4 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

海岸保全施設によって防護される地域及びその地域の土地利用状況については、海岸保全施設整理表の受益の地域及びその状況の欄に示す。

## 2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

海岸保全施設の機能を維持するため、予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効率的な維持又は修繕を推進する。また、今後は施設の老朽化が見込まれることから長寿命化計画を策定し、構造物の劣化予測等を行い、ライフサイクルコストの縮減と各年の修繕に要する費用の平準化を実現する仕組みの構築を図る。

### 2.1 海岸保全施設の存する区域

施設の機能を維持しようとする海岸保全施設の存する区域として、海岸保全施設整理表を示す。

### 2.2 海岸保全施設の種類、規模及び配置

海岸保全施設の種類、規模及び配置について、海岸保全施設整理表に示す。

### 2.3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

海岸保全施設の構造、修繕の状況、気象・海象の状況などを勘案し、適切な時期に巡視又は点検を実施し、予防保全の考え方に基づいた維持又は修繕を推進する。施設毎の維持又は修繕方法の概要については、海岸保全施設整理表の維持又は修繕の方法欄に示し、詳細は別途長寿命化計画等で示すこととする。

#### 維持又は修繕にかかる巡視・点検の例

	日常的な巡視 (パトロール)	定期点検	
		一次点検	二次点検
目的	・防護機能や背後地、利用者の安全に影響を及ぼすような新たな変状の発見	・施設の防護機能に影響を及ぼす変状の把握 ・応急措置等の必要性の判断	・施設健全度評価と必要な対策の検討
内容	・陸上からの目視と近接目視	・コンクリート部材の大きな変状や天端高等の確認	・必要に応じて詳細な計測を実施
間隔	(定期巡視) ・数回／年 ※施設の利用状況に応じる (臨時巡視) ・適宜	・1回程度／1年	・1次点検によって、必要と判断された場合や範囲
実施時期	(定期巡視) ・年間を通じて順次実施 (臨時巡視) ・台風、津波、高潮等による被害有無の確認を主目的に、利用等海岸毎の特性を考慮して実施	・海岸の利用シーズン前	
実施範囲	・施設全体 ・変状が起こりやすい箇所	・対象施設の全延長	

## 海岸保全基本計画推進時の留意事項を記載

### 3. 海岸保全基本計画推進時の留意事項

海岸保全基本計画の推進にあたり、今後、留意すべき事項を次に示す。

#### ① 関連機関との連携と調整

海岸保全基本計画を適切かつ効果的に推進するために、関係機関の連携を強化する必要がある。本県では、「鳥取沿岸の総合的な土砂管理ガイドライン」に基づき、平成25年から東部・中部・西部沿岸において「沿岸土砂管理連絡調整会議」を開催し、各海岸管理者の取組状況や課題について情報共有している。

今後も関係機関が連携し、PDCAサイクルによって海岸保全基本計画を推進することが重要である。

#### ② 将来の施設改良を考慮した手戻りのない施設設計

気候変動の影響による外力変化には様々な不確実性が存在するため、将来の施設改良を考慮した手戻りのない施設設計を行う必要がある。

海岸保全施設の改良・更新は、施設の健全度によって対応方針が異なってくることから、長寿命化計画時に気候変動を考慮した施設の改良・更新の有無について地区海岸毎に検討を行い、背後地の人口や土地利用状況、トータルコスト、施工性等を踏まえて、施設整備及び改良の優先順位を検討していく。

また、現在、「気候変動適応のための離岸堤・人工リーフの改良手法の開発に関する研究」が実施されており、これらの最新知見を踏まえ、今後の海岸保全施設の改良・更新、施工性等について検討することが重要である。

#### ③ 今後の調査研究

気候変動には不確実性があること、現時点では不明確な部分が多いことを踏まえ、防護水準や適応策に関する課題(気候変動を考慮した計画外力の評価、確率評価に基づく防護水準の検討、気候変動に伴う将来の海浜変形、将来の不確実性を踏まえた対策等)に留意し、新たな知見や観測データ等を蓄積するとともに、情報収集や対策の検討、研究を進めていくことが重要である。

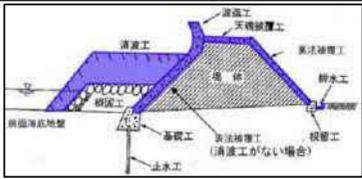
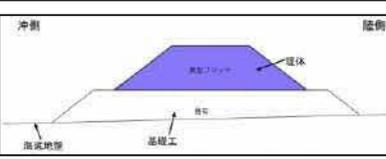
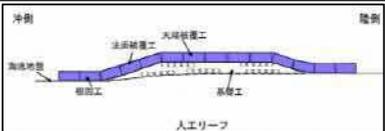
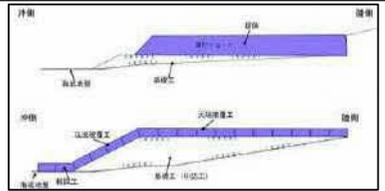
#### ④ 計画の適宜見直し

気候変動は長期的に発現することを踏まえ、今後の新たな知見や観測データの蓄積等に基づき、適宜、見直しを行っていく必要がある。併せて、今後、社会経済状況や背後地の人口、社会インフラの整備状況、土地の利用状況等が変化することも想定されることから、防護水準だけではなく、気候変動への適応策や対策の実施時期・優先順位なども含め、海岸保全基本計画の内容や進捗状況を点検する等したうえで、概ね5年毎<sup>\*</sup>を目安に点検し、計画を適宜見直し・修正を行う。

<sup>\*</sup>IPCC 評価報告書や「日本の気候変動2025」は5年程度で更新されている。

海岸保全施設の新設・改良時の留意事項

海岸保全施設の新設・改良時の留意事項を追加

項目	堤防・護岸	離岸堤	人工リーフ	突堤
断面図				
健全度評価時の点検部材 (赤字: 必須)	波返工、天端被覆工、表法被覆工 裏法被覆工、消波工、砂浜、排水工 前面海底地盤、根固工、基礎工	堤体、基礎工、海底地盤	天端被覆工、法面被覆工、基礎工 海底地盤	堤体、基礎工、海底地盤 天端被覆工、法面被覆工、基礎工 海底地盤
気候変動によって想定される影響	■越波等による浸水被害の増加 ■洗堀・波力増加による安定性の低下	■波浪低減効果の低下 ■ブロックの安定性の低下	■波浪低減効果の低下 ■ブロックの安定性の低下	■漂砂制御機能の低下 ■ブロックの安定性の低下
補修の容易性 施工性	■陸上施工と水上施工の併用が想定され、制約条件が多い ■変状が軽微、あるいは堤体が比較的健全である場合は、天端被覆工等のオーバーレイや張り換え ■変状大きい場合、空洞部にモルタル注入、堤体前面に張りコンクリート、または撤去張り換え	■ブロックの追加・積み直しのため、比較的容易	■既設ブロックの撤去・再設置が必要のため、やや困難 ■人工リーフ岸側のブロックが台船の作業半径の制約によって、撤去できない可能性あり	■陸上施工と水上施工の併用が想定され、制約条件が多い ■既設ブロックの撤去・再設置が必要のため、やや困難
気候変動への適応策 (留意事項)	■再改良(嵩上げ)しやすい構造 ■護岸前面への根固工・消波ブロックによる洗堀防止対策 ■離岸堤や人工リーフによる面的防護の推進	■再改良(嵩上げ)しやすい構造 ■既設ブロックと規格が異なるブロックの設置 ■既存ブロックを他工法で転用	■再改良(嵩上げ)しやすい構造	■再改良(嵩上げ)しやすい構造 ■突堤先端部への根固工・消波ブロックによる洗堀防止対策

海岸保全施設整理表(1)

No	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名、地区海岸名 (地先)	種類	新設 「○」 改良 「△」	整備年	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	気候変動を踏まえた 施設整備		維持又は修繕の方法
							延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		要施設 整備箇所	気候変動を踏まえた 想定される整備内容	
1	【東部】 岩美町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	岩美海岸陸上地区 (岩美町大字陸上字松揚場1098番地先～ 字西ノ脇1469番地先)	消波工	—	1976年	L=80m	3.9m	—	—	岩美町の 一部	住宅地	未指定	養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、高上げ等	○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、日常的な巡視や5年に1回程度の 定期的な点検・評価を実施し、変状の 発生位置や劣化の進行段階に応じて 長寿命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保する。	
				潜り突堤	—	2004年	L=200m	-0.5m	—	—	—	—				
				護岸 (埋設護岸)	○	—	—	—	L=1,139m 施設整備 実施中	2.5m,3.5m 施設整備 実施中	岩美町の 一部	住宅地				
				砂浜	—	—	—	—	L=1,400m	—	岩美町の 一部	住宅地				
2	岩美町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	岩美海岸浦富地区 (岩美町大字牧谷字砂浜690番346地先 ～大字浦富字中浜2475番207地先)	護岸	—	1972年	L=120.3m	4.5m	—	—	岩美町の 一部	住宅地 公共施設	未指定	養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、高上げ等 ・人工リーフの改良等	○水門・門扉 日常的な巡視、台風前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定期 的な点検を行い、設置の経年変化や 劣化、損傷を調査するとともに、必要 に応じて養浜等の土砂対策によって適 切な維持に努める。	
				消波工	—	1972年	L=150.8m	不明	—	—	岩美町の 一部	住宅地 公共施設				
				護岸	—	1975年	L=140.0m	4.5m	—	—	岩美町の 一部	住宅地 公共施設				
				消波工	—	1975年	L=137.3m	不明	—	—	岩美町の 一部	住宅地 公共施設				
				護岸 (階段式護岸)	—	1980年	L=56.5m	4.5m	—	—	岩美町の 一部	住宅地 公共施設				
				護岸 (階段式護岸)	—	1981年	L=99.0m	4.5m	—	—	岩美町の 一部	住宅地 公共施設				
				護岸 (階段式護岸)	—	1982年	L=86.0m	4.5m	—	—	岩美町の 一部	住宅地 公共施設				
				護岸 (階段式護岸)	—	1983年	L=42.0m	4.5m	—	—	岩美町の 一部	住宅地 公共施設				
				潜堤 (東側リーフ)	—	1990年～2013年	L=401.1m W=70m	-0.5m	—	—	—	—				
				潜堤 (西側リーフ)	—	1990年～2022年	L=210m W=40m	-0.5m	—	—	—	—				
				浜崖対策	○	—	—	—	施設計画 検討中	未定	岩美町の 一部	住宅地 公共施設				
				砂浜	—	—	—	—	L=1,000m	—	岩美町の 一部	住宅地 公共施設				

施設整備年を追加  
新設・改良、要施設整備箇所・将来想定される整備内容の列を追加

海岸保全施設整理表(2)

No	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名、地区海岸名 (地先)	種類	新設 「○」 改良 「△」	整備年	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	気候変動を踏まえた 施設整備		維持又は修繕の方法
							延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		要施設 整備箇所	気候変動を踏まえた 想定される整備内容	
3	岩美町	鳥取県 (水産庁)	網代漁港海岸大谷地区 (岩美町大谷地先)	護岸 (階段式護岸)	—	1993~1994年	L=430.9m	4.5m	—	—	岩美町の 一部	公共施設	○	養浜による順応的な砂浜管理等 ・人工リーフの整備、改良等	○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、日常的な巡視や5年に1回程度の 定期的な点検・評価を実施し、変状の 発生位置や劣化の進行段階に応じて 長寿命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保する。	
				潜堤	—	不明	L=321.4m W=30.5m	-0.5m	—	—	—	—				—
				砂浜	—	—	—	—	L=400m	—	岩美町の 一部	住宅地 公共施設				未指定
4	鳥取市	鳥取市 (水産庁)	岩戸漁港海岸岩戸地区 (鳥取市福部町岩戸から鳥取市福部町細 川)	護岸	—	1967年~1969年	L=427m	4.5m	—	—	鳥取市の 一部	住宅地	—	—	○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突堤 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、 日常的な巡視や5年に1回程度の定 期的な点検・評価を実施し、必要に応 じてブロックの補充等による適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。	
				突堤	—	1969年	L=100m	2.1m	—	—	—	—				—
5	鳥取市	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	福部海岸岩戸地区 (鳥取市福部町細川字高浜726番608地 先~海士字高浜889番755地先)	潜堤 (0号リーフ)	—	2007年~2008年	L=200.86m B=24.84m	-1.0m	—	—	—	—	—	養浜による順応的な砂浜管理等 ・人工リーフの改良等	○水門・門扉 日常的な巡視、台風前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定期 的な点検を行い、設置の経年変化や 劣化、損傷を調査するとともに、必要 に応じて長寿命化を図るなど、適切に維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。	
				潜堤 (1号リーフ)	—	1998年~2000年	L=199.10m B=23.35m	-0.5m	—	—	—	—				
				潜堤 (2号リーフ)	—	1998年~2000年	L=199.10m B=23.35m	-0.5m	—	—	—	—				
				潜堤 (3号リーフ)	—	2000年~2001年	L=199.10m B=23.35m	-0.5m	—	—	—	—				
				砂浜	—	—	—	—	L=1,100m	—	鳥取市の 一部	森林				未指定
6	鳥取市	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	福部海岸湯山地区 (鳥取市福部町大字海士字高浜889番 755地先~大字湯山字高浜2164番774地 先)	潜堤 (4号リーフ)	○	2003年~2005年	L=199.10m B=23.35m	-0.5m	L=200m B=50.0m	-0.2m	—	—	—	養浜による順応的な砂浜管理等 ・人工リーフの改良等	○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、丁線 や護岸前面等の状況を点検し、必要 に応じて養浜等の土砂対策によって適 切な維持に努める。	
				潜堤 (5号リーフ)	—	2003年~2005年	L=198.70m B=24.91m	-0.5m	—	—	—	—				
				潜堤 (6号リーフ)	—	2008年~2012年	L=198.95m B=24.91m	-0.5m	—	—	—	—				
				潜堤 (7号リーフ)	○	2001年~2002年	L=199.10m B=23.35m	-0.5m	L=200m B=50.0m	-0.2m	—	—				
				潜堤 (8号リーフ)	○	2012年~2017年	L=199.10m B=24.91m	-0.5m	L=200m B=50.0m	-0.2m	—	—				
				潜堤 (9号リーフ)	○	2001年~2002年	L=199.10m B=23.35m	-0.5m	L=200m B=50.0m	-0.2m	—	—				
				砂浜	—	—	—	—	L=1,900m	—	鳥取市の 一部	森林				未指定

海岸保全施設整理表(3)

No	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名、地区海岸名 (地先)	種類	新設 「○」 改良 「◇」	整備年	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	気候変動を踏まえた 施設整備		維持又は修繕の方法
							延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		要施設 整備箇所	気候変動を踏まえた 想定される整備内容	
7	鳥取市	鳥取県 (港湾局)	鳥取海岸浜坂東浜地区 (鳥取市浜坂地先)	砂浜	—	—	—	—	L=800m	—	鳥取市の 一部	森林	未指定		・養浜による順応的な砂浜管理等	○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、日常的な巡視や5年に1回程度の 定期的な点検・評価を実施し、変状の 発生位置や劣化の進行段階に応じて 長寿命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保する。
8	鳥取市	鳥取県 (港湾局)	鳥取海岸賢露西浜地区 (鳥取市賢露町地先)	護岸 (階段式護岸)	—	1974年	L=665m	4.5m	—	—	鳥取市の 一部	公共施設		○	・養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の嵩上げ等 ・人工リーフの整備、改良等	○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突堤 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、 日常的な巡視や5年に1回程度の定 期的な点検・評価を実施し、必要に応 じてブロックの補充等による適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。
				突堤	—	1988年	L=119.5m	2.0m	—	—	—	—				
				突堤	—	1991年	L=150m	2.0m	—	—	—	—				
				潜堤	—	2009年	L=683.2m	-0.5m	—	—	—	—				
				堤防 (防砂堤)	—	1967年	L=139m	0.6m	—	—	鳥取市の 一部	公共施設				
				砂浜	—	—	—	—	L=700m	—	鳥取市の 一部	公共施設	未指定			
9	鳥取市	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	鳥取海岸鳥取西地区 (鳥取市賢露町字西浜1757番734～白兎 字白浜688番2)	護岸 (階段式護岸)	—	1974年	L=58.0m	4.5m	—	—	鳥取市の 一部	住宅地 森林 公共施設		・養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、嵩上げ等 ・突堤、消波堤、消波工の嵩上げ 等	○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線 や護岸前面等の状況を点検し、必要 に応じて養浜等の土砂対策によって適 切な維持に努める。	
				消波堤	—	1987年～1996年	L=306.7m	4.5m	—	—	鳥取市の 一部	住宅地 森林 公共施設				
				消波堤	—	1987年～1996年	L=400.0m	4.5m	—	—	鳥取市の 一部	住宅地 森林 公共施設				
				突堤 (28号)	—	1999年～2000年	L=150.0m	2.0m	—	—	—	—				
				突堤 (27号)	—	1995年～1996年	L=150.0m	2.0m	—	—	—	—				
				突堤 (26号)	—	1991年～1997年	L=150.0m	2.0m	—	—	—	—				
				護岸 (緩傾斜護岸)	—	1987年～1996年	L=730.08m	4.5m	—	—	鳥取市の 一部	住宅地 森林 公共施設				
				突堤 (25号)	—	1979年	L=25.73m	2.6m	—	—	—	—				
				突堤 (24号)	—	1979年	L=23.97m	1.2m	—	—	—	—				

海岸保全施設整理表(4)

No	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「○」 改良 「△」	整備年	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	気候変動を踏まえた 施設整備		維持又は修繕の方法
							延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		要施設 整備箇所	気候変動を踏まえた 想定される整備内容	
			海岸名、地区海岸名 (地先)													
9	(統 き) 鳥取市	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	鳥取海岸鳥取西地区 (鳥取市賀露町字西浜1757番734～白兎 字白浜688番2)	突堤 (23号)	—	1979年	L=23.06m	1.5m	—	—	—	—				○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、日常的な巡視や5年に1回程度の 定期的な点検・評価を実施し、変状の 発生位置や劣化の進行段階に応じて 長寿命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保する。  ○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突堤 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、 日常的な巡視や5年に1回程度の定 期的な点検・評価を実施し、必要に応 じてブロックの補充等による適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。  ○水門・門扉 日常的な巡視、台風前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定期 的な点検を行い、設置の経年変化や 劣化、損傷を調査するとともに、必要 に応じて長寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。  ○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線 や護岸前面等の状況を点検し、必要 に応じて養浜等の土砂対策によって適 切な維持に努める。
				突堤 (22号)	—	1979年	L=31.0m	1.5m	—	—	—	—				
				突堤 (21号)	—	1979年	L=27.96m	1.3m	—	—	—	—				
				突堤 (20号)	—	1979年	L=33.02m	1.8m	—	—	—	—				
				突堤 (19号)	—	1978年	L=31.74m	1.4m	—	—	—	—				
				突堤 (18号)	—	1978年	L=40.76m	2.8m	—	—	—	—				
				突堤 (17号)	—	1978年	L=62.4m	2.8m	—	—	—	—				
				突堤 (16号)	—	1978年	L=36.5m (T型30.5m)	3.0m (1.3m)	—	—	—	—				
				突堤 (15号)	—	1976年	L=64.33m	2.3m	—	—	—	—				
				突堤 (14号)	—	1976年	L=44.42m	2.6m	—	—	—	—				
				突堤 (13号)	—	1976年	L=33.1m (T型26.9m)	2.9m (1.9m)	—	—	—	—				
				突堤 (12号)	—	1975年	L=37.8m (T型33.2m)	2.9m (2.2m)	—	—	—	—				
				突堤 (11号)	—	1975年	L=30.23m	3.2m	—	—	—	—				
				突堤 (10号)	—	1981年	L=45.41m	4.3m	—	—	—	—				
突堤 (9号)	—	1981年	L=46.72m	4.8m	—	—	—	—								
突堤 (8号)	—	1983年	L=47.83m	5.4m	—	—	—	—								

海岸保全施設整理表(5)

No	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名、地区海岸名 (地先)	種類	新設 「○」 改良 「△」	整備年	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	気候変動を踏まえた 施設整備		維持又は修繕の方法
							延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		要施設 整備箇所	気候変動を踏まえた 想定される整備内容	
9	(続 き) 鳥取市	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	鳥取海岸鳥取西地区 (鳥取市賀露町字西浜1757番734～白兎 字白浜688番2)	突堤 (7号)	—	1983年	L=27.67m	2.7m	—	—	—	—		・養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、嵩上げ等 ・突堤、消波堤、消波工の嵩上げ 等	○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、日常的な巡視や5年に1回程度の 定期的な点検・評価を実施し、変状の 発生位置や劣化の進行段階に応じて 長寿命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保する。  ○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突堤 波浪による堤体前面の洗濯や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、 日常的な巡視や5年に1回程度の定 期的な点検・評価を実施し、必要に応 じてブロックの補充等による適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。  ○水門・門扉 日常的な巡視、台風前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定期 的な点検を行い、設置の経年変化や 劣化、損傷を調査するとともに、必要 に応じて長寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。  ○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線 や護岸前面等の状況を点検し、必要 に応じて養浜等の土砂対策によって適 切な維持に努める。	
				突堤 (6号)	—	1974年	L=32.0m	2.7m	—	—	—	—				
				突堤 (5号)	—	1974年	L=32.4m	3.0m	—	—	—	—				
				突堤 (4号)	—	1963年	L=31.0m	3.1m	—	—	—	—				
				突堤 (3号)	—	1963年	L=28.9m	4.3m	—	—	—	—				
				突堤 (2号)	—	1963年	L=30.95m	3.0m	—	—	—	—				
				突堤 (1号)	—	1963年	L=28.0m	3.3m	—	—	—	—				
				消波工	—	1987年～1996年	L=84.0m	4.3m	—	—	—	—				
				消波工	—	1987年～1996年	L=86.0m	4.5m	—	—	—	—				
				砂浜	—	—	—	L=4,900m	—	鳥取市の 一部	住宅地 森林 公共施設	未指定				
10	鳥取市	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	鳥取海岸小沢見地区 (鳥取市小沢見字砂場575番)	砂浜	—	—	—	—	L=400m	—	鳥取市の 一部	住宅地 森林	未指定	・養浜による順応的な砂浜管理等		
11	鳥取市	鳥取県 (農村振興 局)	気高海岸鏡子口地区 (鳥取市気高町大字奥沢見1333番24)	水路	—	不明	コンクリート水路 L=12.0m	—	—	—	—	—	廃止に向けて検討 中	—		
12	鳥取市	鳥取県 (農村振興 局)	気高海岸松谷地区 (鳥取市気高町大字酒津940番次4)	突堤	—	不明	L=29m×2 基 L=58.0m	不明	—	—	鳥取市の 一部	農地	○	・護岸の整備、嵩上げ等 ・離岸堤の整備等 ・人工リーフの整備等		
13	鳥取市	鳥取市 (水産庁)	酒津漁港海岸酒津地区 (鳥取市気高町酒津)	護岸	—	1982年	L=16m	4.5m	—	—	鳥取市の 一部	住宅地		—		

海岸保全施設整理表(6)

No	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名、地区海岸名 (地先)	種類	新設 「○」 改良 「△」	整備年	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	気候変動を踏まえた 施設整備		維持又は修繕の方法
							延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		要施設 整備箇所	気候変動を踏まえた 想定される整備内容	
14	鳥取市	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	気高海岸宝木地区 (鳥取市気高町大字宝木字西浜1561番 60～大字宝木字西浜1561番)	突堤	—	1972年	L=25.0m	2.0m	—	—	—	—		・養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、嵩上げ等 ・突堤、消波工の嵩上げ等	気候変動を踏まえた 施設整備	維持又は修繕の方法
				突堤	—	1972年	L=25.0m	1.8m	—	—	—	—				
				突堤	—	1968年	L=25.0m	1.9m	—	—	—	—				
				突堤	—	1967年	L=25.0m	1.8m	—	—	—	—				
				突堤	—	1967年	L=25.0m	1.9m	—	—	—	—				
				突堤	—	1967年	L=25.0m	2.0m	—	—	—	—				
				突堤	—	1967年	L=25.0m	1.8m	—	—	—	—				
				突堤	—	1967年	L=25.0m	2.0m	—	—	—	—				
				突堤	—	1966年	L=25.0m	2.0m	—	—	—	—				
				突堤	—	1966年	L=25.0m	1.9m	—	—	—	—				
				突堤	—	1966年	L=25.0m	2.2m	—	—	—	—				
				突堤	—	1966年	L=25.0m	1.3m	—	—	—	—				
				突堤 (元付)	—	1972年	L=64.5m	3.0m	—	—	—	—				
				突堤 (元付)	—	1972年	L=64.5m	3.0m	—	—	—	—				
				突堤 (元付)	—	1968年	L=126.15m	3.0m	—	—	—	—				
突堤 (元付)	—	1967年	L=40.6m	3.0m	—	—	—	—								

海岸保全施設整理表(7)

No	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「○」 改良 「△」	整備年	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	気候変動を踏まえた 施設整備		維持又は修繕の方法		
							延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		要施設 整備箇所	気候変動を踏まえた 想定される整備内容			
			海岸名、地区海岸名 (地先)															
14	(続 き) 鳥取市	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	気高海岸宝木地区 (鳥取市気高町大字宝木字西浜1561番 60～大字宝木字西浜1561番)	突堤 (元付)	—	1967年	L=40.6m	3.0m	—	—	—	—				○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、日常的な巡視や5年に1回程度の 定期的な点検・評価を実施し、変状の 発生位置や劣化の進行段階に応じて 長寿命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保する。		
				突堤 (元付)	—	1967年	L=40.6m	3.0m	—	—	—	—					—	—
				突堤 (元付)	—	1967年	L=30.5m	3.0m	—	—	—	—					—	—
				突堤 (元付)	—	1966年	L=40.6m	3.0m	—	—	—	—					—	—
				突堤 (元付)	—	1966年	L=40.6m	3.0m	—	—	—	—					—	—
				突堤 (元付)	—	1966年	L=40.6m	3.0m	—	—	—	—					—	—
				突堤 (元付)	—	1966年	L=40.6m	3.0m	—	—	—	—					—	—
				突堤 (元付)	—	1966年	L=40.6m	3.0m	—	—	—	—					—	—
				突堤 (元付)	—	1966年	L=40.6m	3.0m	—	—	—	—					—	—
				護岸	—	1976年	L=244.3m	4.5m	—	—	鳥取市の 一部	公共施設					・養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、高上げ等 ・突堤、消波工の高上げ等	○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線 や護岸前面等の状況を点検し、必要 に応じて養浜等の土砂対策によって適 切な維持に努める。
				護岸	—	1976年	L=55.6m	4.5m	—	—	鳥取市の 一部	公共施設						
				消波工	—	1977年	L=59.0m	3.0m	—	—	鳥取市の 一部	公共施設						
				消波工	—	1978年	L=80.5m	3.0m	—	—	鳥取市の 一部	公共施設						
				消波工	—	1979年	L=63.0m	3.0m	—	—	鳥取市の 一部	公共施設						
				消波工	—	1980年	L=60.0m	3.0m	—	—	鳥取市の 一部	公共施設						
消波工	—	1981年	L=117.0m	3.0m	—	—	鳥取市の 一部	公共施設										
消波工	—	1982年	L=116.0m	3.0m	—	—	鳥取市の 一部	公共施設										
消波工	—	1983年	L=163.3m	3.0m	—	—	鳥取市の 一部	公共施設										

海岸保全施設整理表(8)

No	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名、地区海岸名 (地先)	種類	新設 「○」 改良 「△」	整備年	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	気候変動を踏まえた 施設整備		維持又は修繕の方法
							延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		要施設 整備箇所	気候変動を踏まえた 想定される整備内容	
14	(続き) 鳥取市	鳥取県 (水管理・国土保全局)	気高海岸宝木地区 (鳥取市気高町大字宝木字西浜1561番 60～大字宝木字西浜1561番)	消波工	—	1984年	L=223.0m	3.0m	—	—	鳥取市の 一部	公共施設		養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、嵩上げ等 ・突堤、消波工の嵩上げ等	—	○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、日常的な巡視や5年に1回程度の 定期的な点検・評価を実施し、変状の 発生位置や劣化の進行段階に応じて 長寿命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保する。
				消波工	—	2013年	L=27.0m	3.0m	—	—	鳥取市の 一部	公共施設				
				消波工	—	2013年	L=21.5m	3.0m	—	—	鳥取市の 一部	公共施設				
				消波工	—	2013年	L=25.0m	3.0m	—	—	鳥取市の 一部	公共施設				
				砂浜	—	—	—	—	L=1,300m	—	鳥取市の 一部	公共施設				
15	鳥取市	鳥取県 (農村振興局)	気高海岸日光地区 (鳥取市気高町大字日光994番の2～大字 宝木1561番の59)	突堤	—	不明	L=44m	不明	—	—	—		—	—	○水門・門扉 日常的な巡視、台風期前などにお ける開閉点検及び5年に1回程度の定 期的な点検を行い、設置の経年変化 や劣化、損傷を調査するとともに、必要 に応じて長寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。	
				樋門	—	不明	1基	—	—	鳥取市の 一部	農地					
16	鳥取市	鳥取県 (水管理・国土保全局)	気高海岸浜村地区 (鳥取市気高町大字浜村字東浜784番～大 字八束水字姫路2706番80)	護岸	—	2009年	L=113.0m	4.5m	—	—	鳥取市の 一部	公共施設	養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、嵩上げ等	—	○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線 や護岸前面等の状況を点検し、必要 に応じて養浜等の土砂対策によって適 切な維持に努める。	
				波除堤	—	2021年	L=33.9m	2.75m	—	—	鳥取市の 一部	公共施設				
				砂浜	—	—	—	—	—	—	鳥取市の 一部	公共施設				未指定
17	鳥取市	鳥取市 (水産庁)	船磯漁港海岸八束水地区 (鳥取市気高町八束水)	消波堤	—	1980年	L=169m	2.5m	—	—	鳥取市の 一部	住宅地	養浜による順応的な砂浜管理等 ・消波堤の嵩上げ等	—		
				砂浜	—	—	—	—	L=500m	—	鳥取市の 一部	公共施設 住宅地				未指定
18	鳥取市	鳥取市 (水産庁)	夏泊漁港海岸青谷地区 (鳥取市青谷町青谷)	離岸堤	—	1996年	L=60m	2.0m	—	—	—	—	—	—	—	
19	鳥取市	鳥取市 (水産庁)	青谷漁港海岸青谷地区 (鳥取市青谷町青谷)	堤防 (防砂堤)	—	不明	L=331m	0.8～2.5m	—	—	—	—	養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、嵩上げ等 ・離岸堤の整備等 ・人工リーフの整備等	○		
				堤防 (防砂堤)	—	不明	L=539m	2.8m	—	—	鳥取市の 一部	公共施設 住宅地				
				砂浜	—	—	—	—	L=500m	—	鳥取市の 一部	公共施設 住宅地				未指定
20	鳥取市	鳥取市 (水産庁)	長和瀬漁港海岸長和瀬地区 (鳥取市青谷町長和瀬)	離岸堤	—	1993～1996年	L=142m	2.0m	—	—	—	養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、嵩上げ等 ・離岸堤の整備、嵩上げ等 ・人工リーフの整備等	○			
				離岸堤	—	2000年	L=70m	2.0m	—	—	—				—	

海岸保全施設整理表(9)

No	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名、地区海岸名 (地先)	種類	新設 「○」 改良 「△」	整備年	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	気候変動を踏まえた 施設整備		維持又は修繕の方法	
							延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		要施設 整備箇所	気候変動を踏まえた 想定される整備内容		
21	【中部】 湯梨浜町	鳥取県 (港湾局)	小浜港海岸小浜地区 (湯梨浜町小浜)	護岸	—	1972年	L=211m	4.5m	—	—	湯梨浜町の 一部	森林		○	・養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、高上げ等 ・離岸堤の整備等 ・人工リーフの整備等	○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、日常的な巡視や5年に1回程度の 定期的な点検・評価を実施し、変状の 発生位置や劣化の進行段階に応じて 長寿命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保する。	
				砂浜	—	—	—	—	L=200m	—	湯梨浜町の 一部	住宅地					未指定
22	湯梨浜町	鳥取県 (港湾局)	石脇港海岸石脇地区 (湯梨浜町石脇)	護岸	—	1980年	L=445m	4.5m	—	—	湯梨浜町の 一部	住宅地			・養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、高上げ等 ・離岸堤の高上げ等	○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突堤 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、 日常的な巡視や5年に1回程度の定 期的な点検・評価を実施し、必要に応 じてブロックの補充等による適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。	
				突堤	—	不明	L=90m	1.5m	—	—	—	—					—
				離岸堤	—	1980年	L=100m	1.5m	—	—	—	—					—
				砂浜	—	—	—	—	L=300m	—	湯梨浜町の 一部	住宅地					未指定
23	湯梨浜町	鳥取県 (水産庁)	泊漁港海岸泊地区 (湯梨浜町泊)	護岸	—	1971年~1987年	L=1199m	3.0m~ 4.5m	—	—	湯梨浜町の 一部	住宅地			・養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、高上げ等 ・離岸堤の高上げ等	○水門・門扉 日常的な巡視、台風期前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定期 的な点検を行い、設置の経年変化や 劣化、損傷を調査するとともに、必要 に応じて長寿命化を図るなど、適切に維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。	
				突堤	—	1976年~1983年	21基 L=724m	不明	—	—	—	—					—
				離岸堤	—	1985年~2000年	3基 L=450m	2.5m	—	—	—	—					—
				砂浜	—	—	—	—	L=2,700m	—	湯梨浜町の 一部	住宅地 森林					未指定
24	湯梨浜町	湯梨浜町 (水産庁)	羽合漁港海岸宇野地区 (湯梨浜町宇野~橋津)	護岸	—	1964~1976年	L=411.5m	2.5m	—	—	湯梨浜町の 一部	公共施設 住宅地			・養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、高上げ等 ・離岸堤の高上げ等	○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線 や護岸前面等の状況を点検し、必要 に応じて養浜等の土砂対策によって適 切な維持に努める。	
				離岸堤	—	1999~2003年	3基 L=300m	2.5m	—	—	—	—					—
				砂浜	—	—	—	—	L=800m	—	湯梨浜町の 一部	住宅地 森林					未指定
25	湯梨浜町	湯梨浜町 (水産庁)	羽合漁港海岸橋津地区 (湯梨浜町宇野~橋津)	離岸堤	—	2003年	L=100m	2.5m	—	—	—	—		○	・養浜による順応的な砂浜管理等 ・離岸堤の整備、高上げ等 ・人工リーフの整備、改良等		
				潜堤	—	不明	L=200m	不明	—	—	—	—					—
				砂浜	—	—	—	—	L=700m	—	湯梨浜町の 一部	自然公園					未指定

海岸保全施設整理表(10)

No	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「○」 改良 「△」	整備年	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	気候変動を踏まえた 施設整備		維持又は修繕の方法
							延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		要施設 整備箇所	気候変動を踏まえた 想定される整備内容	
			海岸名、地区海岸名 (地先)													
26	北栄町	鳥取県 (水管理・国土保全局)	北栄海岸 (北栄町江北から北栄町松神)	潜堤	—	不明	2基 L=600m W=40m	-1.5m	—	—	—	—	未指定	○	・養浜による順応的な砂浜管理等 ・離岸堤の整備等 ・人工リーフの整備、改良等	○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、日常的な巡視や5年に1回程度の 定期的な点検・評価を実施し、変状の 発生位置や劣化の進行段階に応じて 長寿命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保する。
				砂浜	—	—	—	—	L=3,900m	—	北栄町の 一部	森林				
27	北栄町	鳥取県 (水管理・国土保全局)	大栄海岸大栄東地区 (北栄町東園から北栄町由良宿)	潜堤	○	不明	2基 L=394.3m W=50m	-1.5m	2基 L=500.0m	-1.5m	—	—	未指定		・養浜による順応的な砂浜管理等 ・人工リーフの改良等	○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突堤 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、 日常的な巡視や5年に1回程度の定 期的な点検・評価を実施し、必要に応 じてブロックの補充等による適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。
				砂浜	—	—	—	—	L=5,000m	—	北栄町の 一部	森林				
28	北栄町	鳥取県 (水管理・国土保全局)	大栄海岸大栄西地区 (北栄町由良宿から北栄町大谷)	護岸 (緩傾斜護岸)	—	1986年	L=24.8m	4.5m	—	—	北栄町の 一部	森林	未指定		・養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、嵩上げ等	○水門・門扉 日常的な巡視、台風期前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定期 的な点検を行い、設置の経年変化や 劣化、損傷を調査するとともに、必要 に応じて長寿命化を図るなど、適切に維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。 ○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線 や護岸前面等の状況を点検し、必要 に応じて養浜等の土砂対策によって適 切な維持に努める。
				護岸 (緩傾斜護岸)	—	1988年	L=81.2m	4.5m	—	—	北栄町の 一部	森林				
				護岸 (緩傾斜護岸)	—	1988年	L=142.9m	4.5m	—	—	北栄町の 一部	森林				
				護岸 (緩傾斜護岸)	—	1989年	L=45.1m	4.5m	—	—	北栄町の 一部	森林				
				護岸 (緩傾斜護岸)	—	1989年	L=16.3m	4.5m	—	—	北栄町の 一部	森林				
				護岸 (緩傾斜護岸)	—	1990年	L=52.6m	4.5m	—	—	北栄町の 一部	森林				
				護岸 (緩傾斜護岸)	—	1991年	L=9.5m	4.5m	—	—	北栄町の 一部	森林				
				砂浜	—	—	—	—	L=3,000m	—	北栄町の 一部	森林				
29	琴浦町	鳥取県 (水管理・国土保全局)	東伯海岸 (琴浦町八橋)	護岸	—	1967年	L=90.0m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地	未指定	○	・養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、嵩上げ等 ・離岸堤の整備、嵩上げ等 ・人工リーフの整備等	
				護岸	—	1968年	L=66.0m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
				護岸	—	1969年	L=61.0m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
				護岸	—	1969年	L=39.0m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				

海岸保全施設整理表(11)

No	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「○」 改良 「△」	整備年	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	気候変動を踏まえた 施設整備		維持又は修繕の方法
							延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		要施設 整備箇所	気候変動を踏まえた 想定される整備内容	
			海岸名、地区海岸名 (地先)													
29	(続 き) 琴浦町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	東伯海岸 (琴浦町八橋)	護岸	—	1970年	L=146.0m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地	○	養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、嵩上げ等 ・離岸堤の整備、嵩上げ等 ・人工リーフの整備等	○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、日常的な巡視や5年に1回程度 の定期的な点検・評価を実施し、 変状の発生位置や劣化の進行段階 に応じて長寿命化を図るなど、適 切な維持・修繕に努め、施設の機 能を確保する。  ○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突 堤波浪による堤体前面の洗掘や堤 体ブロックの移動・散乱・沈下等 について、日常的な巡視や5年に1 回程度の定期的な点検・評価を 実施し、必要に応じてブロックの 補充等による適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保する。  ○水門・門扉 日常的な巡視、台風期前などにお ける開閉点検及び5年に1回程度 の定期的な点検を行い、設置の経 年変化や劣化、損傷を調査する とともに、必要に応じて長寿命化 を図るなど、適切な維持・修繕に 努め、施設の機能を確保する。  ○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線 や護岸前面等の状況を点検し、必 要に応じて養浜等の土砂対策によ って適切な維持に努める。	
				護岸	—	1971年	L=60.0m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
				護岸	—	1971年～1973年	L=400.0m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
				護岸	—	1972年	L=51.0m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
				護岸	—	1973年	L=201.0m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
				護岸	—	1974年	L=20.6m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
				護岸	—	1975年	L=150.0m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
				護岸	—	1976年	L=137.0m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
				護岸	—	1977年	L=130.0m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
				護岸	—	1977年	L=167.0m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
				護岸	—	1978年	L=238.0m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
				護岸	—	1978年	L=94.0m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
				護岸	—	1979年	L=131.0m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
				護岸	—	1979年	L=94.0m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
				護岸	—	1980年	L=115.0m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
護岸	—	1980年	L=100.0m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地								

海岸保全施設整理表(12)

No	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域		種類	新設 「○」 改良 「△」	整備年	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	気候変動を踏まえた 施設整備		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)					延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		要施設 整備箇所	気候変動を踏まえた 想定される整備内容	
29	(続 き) 琴浦町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	東伯海岸 (琴浦町八橋)		護岸	—	1981年	L=120.0m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地	○	養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、嵩上げ等 ・離岸堤の整備、嵩上げ等 ・人工リーフの整備等	○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、日常的な巡視や5年に1回程度の 定期的な点検・評価を実施し、変状の 発生位置や劣化の進行段階に応じて 長寿命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保する。  ○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突堤 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、 日常的な巡視や5年に1回程度の定 期的な点検・評価を実施し、必要に応 じてブロックの補充等による適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。  ○水門・門扉 日常的な巡視、台風期前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定期 的な点検を行い、設置の経年変化や 劣化、損傷を調査するとともに、必要 に応じて養浜等を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。  ○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線 や護岸前面等の状況を点検し、必要 に応じて養浜等の土砂対策によって適 切な維持に努める。	
					護岸	—	1981年	L=125.0m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
					護岸	—	1982年	L=140.0m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
					根固工	—	1982年	L=108.0m	—	—	—	—	—				
					護岸	—	1982年	L=140.0m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
					根固工	—	1982年	L=125.3m	—	—	—	—	—				
					根固工	—	1983年	L=97.5m	—	—	—	—	—				
					護岸	—	1983年	L=38.0m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
					根固工	—	1983年	L=52.0m	—	—	—	—	—				
					護岸	—	1983年	L=145.0m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
					護岸	—	1984年	L=135.9m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
					護岸	—	1984年	L=34.6m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
					突堤	—	1984年	L=179.0m	2.8m	—	—	—	—				
					護岸	—	1985年	L=79.8m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
					護岸	—	1985年	L=138.7m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
離岸堤 (1号)	—	1985年	L=100.0m	2.5m	—	—	—	—									

海岸保全施設整理表(13)

No	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名、地区海岸名 (地先)	種類	新設 「○」 改良 「△」	整備年	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	気候変動を踏まえた 施設整備		維持又は修繕の方法
							延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		要施設 整備箇所	気候変動を踏まえた 想定される整備内容	
29	(続 き) 琴浦町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	東伯海岸 (琴浦町八橋)	離岸堤 (2号)	—	1987年	L=100.0m	2.5m	—	—	—	—		○	・養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、高上げ等 ・離岸堤の整備、高上げ等 ・人工リーフの整備等	○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、日常的な巡視や5年に1回程度の 定期的な点検・評価を実施し、変状の 発生位置や劣化の進行段階に応じて 長寿命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保する。
				護岸	—	1988年	L=21.5m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
				護岸	—	1989年	L=51.0m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
				護岸	—	1989年	L=65.0m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
				護岸	—	1990年	L=119.0m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
				消波工	—	1990年	L=65.0m	3.2m	—	—	—	—				
				離岸堤 (3号)	—	1991年	L=162.8m	1.5m	—	—	—	—				
30	琴浦町	鳥取県 (港湾局)	赤碓港海岸八橋地区 (琴浦町八橋)	護岸	—	1977年	L=1034m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	森林		○	・養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、高上げ等 ・離岸堤の整備等 ・人工リーフの改良等	○水門・門扉 日常的な巡視、台風前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定期 的な点検を行い、設置の経年変化や 劣化、損傷を調査するとともに、必要 に応じて長寿命化を図るなど、適切に維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。
				突堤	—	1981年~1990年	3基 L=391m	2.5m	—	—	—	—				
				潜堤	—	2008年	3基 L=669.9m	-0.1m	—	—	—	—				
				砂浜	—	—	—	—	L=900m	—	琴浦町の 一部	住宅地	未指定			
31	琴浦町	鳥取県 (港湾局)	赤碓港海岸赤碓東地区 (琴浦町別所)	護岸	—	不明	L=1067m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地		○	・養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、高上げ等 ・離岸堤の整備等 ・人工リーフの整備等	○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、丁線 や護岸前面等の状況を点検し、必要 に応じて養浜等の土砂対策によって適 切な維持に努める。
				突堤	—	1986年~1992年	L=131m	2.5m	—	—	—	—				
				砂浜	—	—	—	—	L=400m	—	琴浦町の 一部	住宅地	未指定			
32	琴浦町	鳥取県 (港湾局)	赤碓港海岸赤碓地区 (琴浦町赤碓)	護岸	—	不明	L=1428m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地		○	・護岸の整備、高上げ等 ・離岸堤の整備等 ・人工リーフの整備等	
33	琴浦町	鳥取県 (港湾局)	赤碓港海岸赤碓西地区	護岸	—	不明	L=384m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地		○	※赤碓港海岸赤碓地区をもとに設 定	

海岸保全施設整理表(14)

No	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名、地区海岸名 (地先)	種類	新設 「○」 改良 「△」	整備年	規模 (現況)		規模 (改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	気候変動を踏まえた 施設整備		維持又は修繕の方法
							延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		要施設 整備箇所	気候変動を踏まえた 想定される整備内容	
34	琴浦町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	赤碕海岸赤碕地区 (琴浦町赤碕)	護岸	—	1968年	L=63.0m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
				護岸	—	1969年	L=60.0m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
				護岸	—	1971年	L=180.5m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
				護岸	—	1972年	L=64.5m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
				護岸	—	1972年	L=96.0m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
				護岸	—	1974年	L=90.0m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
				護岸	—	1975年	L=80.0m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
				護岸	—	1976年	L=70.0m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	住宅地				
35	琴浦町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	赤碕海岸八幡地区 (琴浦町八幡)	護岸	—	1972年	L=60.0m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	森林		護岸の整備、嵩上げ等 ※赤碕海岸八幡地区をもとに設定		
				護岸	—	1984年	L=119.1m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	森林				
				護岸	—	1985年	L=102.3m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	森林				
				護岸	—	1985年	L=53.5m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	森林				
				護岸	—	1986年	L=100.0m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	森林				
				護岸	—	1987年	L=61.9m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	森林				
36	琴浦町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	赤碕海岸籠津地区 (琴浦町籠津)	護岸	—	1988年	L=85.2m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	公共施設				
				護岸	—	1990年	L=42.1m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	公共施設				
				護岸	—	1991年	L=56.5m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	公共施設				
				護岸	—	1992年	L=36.7m	4.5m	—	—	琴浦町の 一部	公共施設				

海岸保全施設整理表(15)

No	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名、地区海岸名 (地先)	種類	新設 「○」 改良 「△」	整備年	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	気候変動を踏まえた 施設整備		維持又は修繕の方法
							延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		要施設 整備箇所	気候変動を踏まえた 想定される整備内容	
37	【西部】 大山町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	中山海岸田中地区 (大山町田中～大山町御崎)	なし	—	—	—	—	—	—	—	—				
38	大山町	大山町 (水産庁)	御崎漁港海岸御崎地区 (大山町御崎)	消波堤 (コンクリートブロック積)	—	1979～1983年	L=587m	1.8m	—	—	—	—		・消波堤の嵩上げ等 ※御崎漁港海岸御崎地区をもとに 設定	○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、日常的な巡視や5年に1回程度 の定期的な点検・評価を実施し、変状 の発生位置や劣化の進行段階に 応じて長寿命化を図るなど、適 切な維持・修繕に努め、施設の機 能を確保する。	
				消波堤 (コンクリートブロック積)	—	1981年	L=101m	1.8m	—	—	—	—	—			
39	大山町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	中山海岸下甲地区 (大山町下甲字浜田911番地先～大山町 下甲字西沢911番内第2地先)	なし	—	—	—	—	—	—	—	—				○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突堤 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等につい て、日常的な巡視や5年に1回程度 の定期的な点検・評価を実施し、必要に 応じてブロックの補充等による適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。
40	大山町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	中山海岸塩津地区 (大山町塩津字前河原無番地先 ～大山町塩津字瀬河原171番地先)	護岸 (緩傾斜護岸)	—	1987年	L=219.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地		・護岸の整備、嵩上げ等 ・人工リーフの改良等	○水門・門扉 日常的な巡視、台風期前などにお ける開閉点検及び5年に1回程度 の定期的な点検を行い、設置の経年変化 や劣化、損傷を調査するとともに、必要 に応じて長寿命化を図るなど、適 切な維持・修繕に努め、施設の機能を 確保する。	
				潜堤	—	1992年～1996年	L=150m	-2.0m	—	—	—	—				
41	大山町	鳥取県 (港湾局)	逢坂港海岸東地区 (大山町大字塩津字瀬河原171番地先～ 大山町大字塩津字西浪入544番地先)	護岸	—	1987年～1990年	L=334m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地		・護岸の整備、嵩上げ等		
42	大山町	鳥取県 (港湾局)	逢坂港海岸西地区 (大山町大字岡字溝78番地先～大山町大 字岡字亀岩316番地先)	護岸	—	1987年～1994年	L=302m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地		※逢坂港海岸東地区をもとに設定		
43	大山町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	中山海岸岡地区 (大山町岡字亀岩315番地先～大山町岡 字下松本488番地先)	護岸	—	1986年	L=200.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地		・護岸の整備、嵩上げ等 ※中山海岸岡地区をもとに設定	○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線 や護岸前面等の状況を点検し、必要 に応じて養浜等の土砂対策によって適 切な維持に努める。	
				護岸	—	1988年	L=140.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地				
				護岸	—	1989年	L=45.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地				
				護岸	—	1990年	L=78.5m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地				
				護岸	—	1991年	L=50.6m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地				

海岸保全施設整理表(16)

No	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域		種類	新設 「○」 改良 「△」	整備年	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	気候変動を踏まえた 施設整備		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)					延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		要施設 整備箇所	気候変動を踏まえた 想定される整備内容	
44	大山町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	中山海岸松河原地区 (大山町松河原字小鯉4番地先 ～大山町松河原字下弓ノ木779番地先)		護岸	—	1986年	L=217.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地 山林原野		・護岸の整備、高上げ等 ※中山海岸岡地区をもとに設定	○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、日常的な巡視や5年に1回程度 の定期的な点検・評価を実施し、変状 の発生位置や劣化の進行段階に 応じて長寿命化を図るなど、適切 な維持・修繕に努め、施設の機能 を確保する。 ○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突 堤・波浪による堤体前面の洗掘 や堤体ブロックの移動・散乱・沈 下等について、日常的な巡視や5 年に1回程度の定期的な点検・評 価を実施し、必要に応じてブロ ックの補充等による適切な維持 ・修繕に努め、施設の機能を確 保する。	
					護岸	—	1988年	L=46.1m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地 山林原野				
					護岸	—	1989年	L=69.1m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地 山林原野				
					護岸	—	1988年	L=140.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地 山林原野				
					護岸	—	1989年	L=44.5m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地 山林原野				
45	大山町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	中山海岸豊成地区 (大山町長野～大山町豊成)		なし	—	—	—	—	—	—	—		—	○水門・門扉 日常的な巡視、台風期前など における開閉点検及び5年に1 回程度の定期的な点検を行い、 設置の経年変化や劣化、損傷 を調査するとともに、必要に 応じて長寿命化を図るなど、適 切な維持・修繕に努め、施設の 機能を確保する。		
46	大山町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	名和海岸豊成地区 (大山町豊成～大山町豊成)		なし	—	—	—	—	—	—	—		※名和海岸豊成地区をもとに設定	○水門・門扉 日常的な巡視、台風期前など における開閉点検及び5年に1 回程度の定期的な点検を行い、 設置の経年変化や劣化、損傷 を調査するとともに、必要に 応じて長寿命化を図るなど、適 切な維持・修繕に努め、施設の 機能を確保する。		
47	大山町	鳥取県 (港湾局)	豊成港海岸豊成地区 (大山町大字豊成字唐崎1417-1番地 ～大山町大字豊成字下西空365-3番地)		護岸 (A～E)	—	不明	L=494m	3.5m	—	—	大山町の 一部	農地 住宅地	・養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、高上げ等 ・離岸堤の高上げ等	○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀 線や護岸前面等の状況を点検し、 必要に応じて養浜等の土砂対策 によって適切な維持に努める。		
					護岸 (F)	—	不明	L=32m	3.45m	—	—	大山町の 一部	農地 住宅地				
					護岸 (1～5)	—	不明	L=530m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地 住宅地				
					護岸 (1～F)	—	不明	L=70m	4.0m	—	—	大山町の 一部	農地 住宅地				
					突堤	—	不明	L=110m	不明	—	—	—	—				
					離岸堤	—	不明	2基 L=212m	2.5m	—	—	—	—				
					砂浜	—	—	—	—	L=500m	—	大山町の 一部	住宅地			未指定	

海岸保全施設整理表(17)

No	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「○」 改良 「△」	整備年	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	気候変動を踏まえた 施設整備		維持又は修繕の方法
							延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		要施設 整備箇所	気候変動を踏まえた 想定される整備内容	
			海岸名、地区海岸名 (地先)													
48	大山町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	名和海岸豊成西地区 (大山町大字豊成字下西空355-1地先～ 大山町大字豊成字タイ免157-2地先)	堤防	—	1965年	L=257.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地	○	・護岸の整備、高上げ等 ・離岸堤の整備等 ・人工リーフの整備、改良等	○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、日常的な巡視や5年に1回程度 の定期的な点検・評価を実施し、変状 の発生位置や劣化の進行段階に応じて 長寿命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保する。	
				護岸	—	不明	L=325.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地				
				潜堤	—	1991年～1992年	L=100m	-1.0m	—	—	—	—				—
				根固工	—	1976年	L=56.5m	—	—	—	—	—				—
				根固工	—	1978年	L=205.9m	—	—	—	—	—				—
49	大山町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	名和海岸東坪地区 (大山町大字東坪字中原田5番地先 ～大山町大字東坪字屋敷114-2地先)	護岸	—	不明	L=712.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地 農地	○	・養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、高上げ等 ・離岸堤の高上げ等	○水門・門扉 日常的な巡視、台風前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定期 的な点検を行い、設置の経年変化や 劣化、損傷を調査するとともに、必要 に応じて長寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。	
				護岸	—	不明	L=11.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地 農地				
				護岸	—	1961年	L=81.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地 農地				
				堤防	—	1962年	L=70.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地 農地				
				堤防	—	1965年	L=449.5m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地 農地				
				根固工	—	1978年	L=66.8m	—	—	—	—	—				
				護岸	—	1979年	L=72.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地 農地				
				根固工	—	1979年	L=130.5m	—	—	—	—	—				
				護岸	—	1980年	L=35.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地 農地				
				根固工	—	1980年	L=34.8m	—	—	—	—	—				

海岸保全施設整理表(18)

No	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名、地区海岸名 (地先)	種類	新設 「○」 改良 「△」	整備年	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	気候変動を踏まえた 施設整備		維持又は修繕の方法	
							延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		要施設 整備箇所	気候変動を踏まえた 想定される整備内容		
49	(続 き) 大山町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	名和海岸東坪地区 (大山町大字東坪字中原田5番地先 ～大山町大字東坪字屋敷114-2地先)	護岸	—	1981年	L=75.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地 農地		養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、嵩上げ等 ・離岸堤の嵩上げ等	○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、日常的な巡視や5年に1回程度 の定期的な点検・評価を実施し、変 状の発生位置や劣化の進行段階に 応じて長寿命化を図るなど、適切 な維持・修繕に努め、施設の機能 を確保する。  ○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突 堤波浪による堤体前面の洗掘や堤 体ブロックの移動・散乱・沈下等 について、日常的な巡視や5年に1 回程度の定期的な点検・評価を 実施し、必要に応じてブロックの 補充等による適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保する。  ○水門・門扉 日常的な巡視、台風期前などにお ける開閉点検及び5年に1回程度 の定期的な点検を行い、設置の経 年変化や劣化、損傷を調査すると ともに、必要に応じて長寿命化 を図るなど、適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保する。  ○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線 や護岸前面等の状況を点検し、必 要に応じて養浜等の土砂対策によ って適切な維持に努める。		
				根固工	—	1981年	L=365.4m	—	—	—	—	—				—	—
				護岸	—	1982年	L=108.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地 農地					
				根固工	—	1982年	L=108.8m	—	—	—	—	—				—	—
				護岸	—	1983年	L=110.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地 農地					
				根固工	—	1983年	L=181.3m	—	—	—	—	—				—	—
				離岸堤	—	1987年	L=100.0m	2.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地 農地					
				離岸堤	—	1997年～1999年	L=140.0m	2.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地 農地					
				護岸	—	1991年	L=85.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地 農地					
				護岸	—	1992年	L=69.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地 農地					
				護岸	—	1993年	L=130.7m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地 農地					
				護岸	—	1994年	L=84.2m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地 農地					
				護岸	—	1995年	L=74.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地 農地					
				護岸	—	1998年	L=84.6m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地 農地					
				護岸	—	1999年	L=54.2m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地 農地					
砂浜	—	—	—	—	—	L=500m	—	大山町の 一部	住宅地 農地	未指定							

海岸保全施設整理表(19)

No	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名、地区海岸名 (地先)	種類	新設 「○」 改良 「△」	整備年	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	気候変動を踏まえた 施設整備		維持又は修繕の方法	
							延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		要施設 整備箇所	気候変動を踏まえた 想定される整備内容		
50	大山町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	名和海岸西坪地区 (大山町大字西坪字屋敷113番地1地先～ 大山町大字西坪字長久保508番地1地先)	堤防	—	1965年	L=98.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地 農地		・養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、嵩上げ等 ・離岸堤の嵩上げ等		○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、日常的な巡視や5年に1回程度 の定期的な点検・評価を実施し、 変状の発生位置や劣化の進行段階 に応じて長寿命化を図るなど、適 切な維持・修繕に努め、施設の機 能を確保する。  ○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突 堤波浪による堤体前面の洗濯や堤 体ブロックの移動・散乱・沈下等 について、日常的な巡視や5年に 1回程度の定期的な点検・評価を 実施し、必要に応じてブロックの 補充等による適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保する。  ○水門・門扉 日常的な巡視、台風期前などにお ける開閉点検及び5年に1回程度 の定期的な点検を行い、設置の経 年変化や劣化、損傷を調査する とともに、必要に応じて長寿命化 を図るなど、適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保する。  ○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線 や護岸前面等の状況を点検し、必 要に応じて養浜等の土砂対策によ って適切な維持に努める。	
				堤防	—	1975年	L=40.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地 農地					
				根固工	—	1975年	L=36.08m	—	—	—	—	—	—				
				堤防	—	1976年	L=60.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地 農地					
				根固工	—	1976年	L=60.0m	—	—	—	—	—	—				
				堤防	—	1977年	L=80.3m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地 農地					
				根固工	—	1977年	L=67.2m	—	—	—	—	—	—				
				根固工	—	1978年	L=100.0m	—	—	—	—	—	—				
				堤防	—	1979年	L=85.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地 農地					
				堤防	—	1980年	L=169.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地 農地					
				根固工	—	1983年	L=114.1m	—	—	—	—	—	—				
				根固工	—	1984年	L=140.0m	—	—	—	—	—	—				
				離岸堤	—	1999年～2000年	L=102.5m	2.5m	—	—	—	—	—				
砂浜	—	—	—	—	—	L=300m	—	大山町の 一部	住宅地 農地	未指定							

海岸保全施設整理表(20)

No	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名、地区海岸名 (地先)	種類	新設 「○」 改良 「△」	整備年	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	気候変動を踏まえた 施設整備		維持又は修繕の方法
							延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		要施設 整備箇所	気候変動を踏まえた 想定される整備内容	
51	大山町	大山町 (水産庁)	御来屋漁港海岸西坪地区 (大山町西坪長久保508-1番地南東角～ 御来屋前河原)	護岸 (傾斜式)	—	1974～1980年	L=377m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地		護岸の整備、高上げ等	○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、日常的な巡視や5年に1回程度 の定期的な点検・評価を実施し、変状 の発生位置や劣化の進行段階に応じて 長寿命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保する。	
				護岸 (重力式)	—	1977～1978年	L=316m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地				
52	大山町	大山町 (水産庁)	御来屋漁港海岸御来屋地区 (大山町御来屋松崎屋敷1001番地北東角 南13メートル～御来屋河原田)	護岸 (傾斜式)	—	1966～1975年	L=842m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地		護岸の整備、高上げ等 ・離岸堤の高上げ等	○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突堤 波浪による堤体前面の洗濯や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、 日常的な巡視や5年に1回程度の定 期的な点検・評価を実施し、必要に応 じてブロックの補充等による適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。	
				離岸堤	—	1987～1995年	L=100m ×3基 L=300m	2.0m	—	—	—	—				
				離岸堤	—	1982～1986年	L=150m	2.0m	—	—	—	—				
53	大山町	大山町 (水産庁)	御来屋漁港海岸古池地区 (大山町御来屋古池733-1番地南東角～ 御来屋古池)	護岸 (重力式)	—	1981年	L=197m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地		護岸の整備、高上げ等	○水門・門扉 日常的な巡視、台風期前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定期 的な点検を行い、設置の経年変化や 劣化、損傷を調査するとともに、必要 に応じて長寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。	
				護岸 (コンクリート張式)	—	1981年	L=49m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地				
				護岸 (コンクリート張式)	—	1975年	L=25m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地				
54	大山町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	名和海岸御来屋地区 (大山町大字御来屋字塩津725番地先 ～大山町大字御来屋字塩津718番地先)	護岸	—	1988年	L=100.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地		護岸の整備、高上げ等	○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線 や護岸前面等の状況を点検し、必要 に応じて養浜等の土砂対策によって適 切な維持に努める。	
				護岸	—	1989年	L=92.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地				
55	大山町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	名和海岸富長地区 (大山町大字富長字東浜手14番地先 ～大山町大字富長字東大雀938番地先)	護岸	—	不明	L=330.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地		護岸の整備、高上げ等 ※名和海岸富長地区をもとに設定		
				護岸	—	1960年	L=64.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地				
				護岸	—	1983年	L=85.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地				
				護岸	—	1986年	L=10.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地				

海岸保全施設整理表(21)

No	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域		種類	新設 「○」 改良 「△」	整備年	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	気候変動を踏まえた 施設整備		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)	延長等				天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況	要施設 整備箇所		気候変動を踏まえた 想定される整備内容		
55	(続 き) 大山町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	名和海岸富長地区 (大山町大字富長字東浜手14番地先 ～大山町大字富長字東大雀938番地先)		護岸	—	1988年	L=240.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地		護岸の整備、嵩上げ等 ※名和海岸富長地区をもとに設定	○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、日常的な巡視や5年に1回程度 の定期的な点検・評価を実施し、変 状の発生位置や劣化の進行段階に 応じて長寿命化を図るなど、適切 な維持・修繕に努め、施設の機能 を確保する。  ○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突 堤波浪による堤体前面の洗掘や堤 体ブロックの移動・散乱・沈下等 について、日常的な巡視や5年に 1回程度の定期的な点検・評価を 実施し、必要に応じてブロックの 補充等による適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保する。  ○水門・門扉 日常的な巡視、台風期などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の 定期的な点検を行い、設置の経年 変化や劣化、損傷を調査すると ともに、必要に応じて長寿命化 を図るなど、適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保する。  ○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線 や護岸前面等の状況を点検し、 必要に応じて養浜等の土砂対策 によって適切な維持に努める。	
					護岸	—	1988年	L=30.2m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地				
					護岸	—	1988年	L=320.1m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地				
					護岸	—	1983年	L=106.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地				
					根固工	—	1986年	L=139.0m	—	—	—	大山町の 一部	農地				
					護岸	—	1989年	L=94.7m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地				
					護岸	—	1990年	L=156.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地				
56	大山町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	名和海岸大塚地区 (大山町大字大塚字大雀733番地先 ～大山町大字大塚字西原881番 の6地先)		護岸	—	1960年	L=189.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地 農地		護岸の整備、嵩上げ等 ※名和海岸富長地区をもとに設定	○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線 や護岸前面等の状況を点検し、 必要に応じて養浜等の土砂対策 によって適切な維持に努める。	
					護岸 (直立護岸)	—	1964年	L=155.8m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地 農地				
					護岸 (直立護岸)	—	1972年	L=72.5m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地 農地				
					根固工	—	1972年	L=72.5m	—	—	—	—	—				
					護岸 (直立護岸)	—	1972年	L=168.5m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地 農地				
					護岸 (直立護岸)	—	1973年	L=110.8m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地 農地				
					根固工	—	1973年	L=110.8m	—	—	—	—	—				

海岸保全施設整理表(22)

No	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名、地区海岸名 (地先)	種類	新設 「○」 改良 「△」	整備年	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	気候変動を踏まえた 施設整備		維持又は修繕の方法
							延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		要施設 整備箇所	気候変動を踏まえた 想定される整備内容	
56	(続 き) 大山町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	名和海岸大塚地区 (大山町大字大塚字大雀733番地先 ～大山町大字大塚字西原881番の6地先)	根固工	—	1974年	L=108m	—	—	—	—	—		・護岸の整備、嵩上げ等 ※名和海岸富長地区をもとに設定	○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、日常的な巡視や5年に1回程度 の定期的な点検・評価を実施し、変 状の発生位置や劣化の進行段階に 応じて長寿命化を図るなど、適切 な維持・修繕に努め、施設の機能 を確保する。  ○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突 堤波浪による堤体前面の洗掘や堤 体ブロックの移動・散乱・沈下等 について、日常的な巡視や5年に 1回程度の定期的な点検・評価を 実施し、必要に応じてブロックの 補充等による適切な維持・修繕に 努め、施設の機能を確保する。  ○水門・門扉 日常的な巡視、台風期前などにお ける開閉点検及び5年に1回程度 の定期的な点検を行い、設置の経 年変化や劣化、損傷を調査すると ともに、必要に応じて長寿命化を 図るなど、適切な維持・修繕に努 め、施設の機能を確保する。	
				根固工	—	1975年	L=30.5m	—	—	—	—	—				
				根固工	—	1986年	L=100m	—	—	—	—	—				—
				根固工	—	1986年	L=215m	—	—	—	—	—				—
				護岸 (緩傾斜護岸)	—	1982年	L=120.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地 農地				
				護岸 (緩傾斜護岸)	—	1984年	L=173.9m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地 農地				
				護岸 (緩傾斜護岸)	—	1985年	L=121.1m	4.5m	—	—	大山町の 一部	住宅地 農地				
57	大山町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	大山海岸福尾地区 (大山町福尾字下河原573番の1地先 ～大山町福尾字白川723番地先)	護岸	—	1970年	L=135.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地	○ ・護岸の整備、嵩上げ等 ・離岸堤の整備、嵩上げ等 ・人工リーフの整備、改良等 ※大山海岸国信地区をもとに設定	○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、丁線 や護岸前面等の状況を点検し、必 要に応じて養浜等の土砂対策によ って適切な維持に努める。		
				護岸	—	1971年	L=17.5m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地				
				護岸	—	1972年	L=126.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地				
				護岸	—	1973年	L=117.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地				
				護岸	—	1978年	L=114.8m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地				
				護岸	—	1979年	L=208.6m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地				
				護岸	—	1979年	L=133.2m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地				
				護岸	—	1980年	L=135.3m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地				
				天端被覆	—	1984年	L=136.2m	—	—	—	—	—				
				天端被覆	—	1985年	L=583.9m	—	—	—	—	—				

海岸保全施設整理表(23)

No	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名、地区海岸名 (地先)	種類	新設 「○」 改良 「△」	整備年	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	気候変動を踏まえた 施設整備		維持又は修繕の方法
							延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		要施設 整備箇所	気候変動を踏まえた 想定される整備内容	
58	大山町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	大山海岸国信地区 (大山町国信字瀬河原200番地先 ～大山町国信字四反田1579番地先)	護岸	—	1978年	L=379.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地	○ ・護岸の整備、高上げ等 ・離岸堤の整備、高上げ等 ・人工リーフの整備、改良等 ※大山海岸国信地区をもとに設定	○ ・護岸の整備、高上げ等 ・離岸堤の整備、高上げ等 ・人工リーフの整備、改良等	○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、日常的な巡視や5年に1回程度 の定期的な点検・評価を実施し、変状 の発生位置や劣化の進行段階に応じて 長寿命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保する。  ○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突堤 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、 日常的な巡視や5年に1回程度の定 期的な点検・評価を実施し、必要に 応じてブロックの補充等による適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。  ○水門・門扉 日常的な巡視、台風前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定期 的な点検を行い、設置の経年変化や 劣化、損傷を調査するとともに、必要 に応じて長寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。  ○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線 や護岸前面等の状況を点検し、必要 に応じて養浜等の土砂対策によって適 切な維持に努める。	
				護岸	—	1979年	L=450.5m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地				
				護岸	—	1979年	L=133.2m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地				
				護岸	—	1980年	L=135.3m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地				
				天端被覆	—	1985年	L=410.6m	—	—	—	—	—				
				天端被覆	—	1985年	L=268.5m	—	—	—	—	—				
59	大山町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	大山海岸末吉地区 (大山町末吉字濱手496番地先 ～大山町末吉字下宮原323番地の1地先)	護岸	—	1977年	L=208.6m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地	○ ・護岸の整備、高上げ等 ・離岸堤の整備、高上げ等 ・人工リーフの整備、改良等 ※大山海岸国信地区をもとに設定	○ ・護岸の整備、高上げ等 ・離岸堤の整備、高上げ等 ・人工リーフの整備、改良等	○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線 や護岸前面等の状況を点検し、必要 に応じて養浜等の土砂対策によって適 切な維持に努める。	
				護岸	—	1978年	L=93.2m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地				
				護岸	—	1980年	L=128.2m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地				
60	大山町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	大山海岸上万地区 (大山町大字末吉字下宮原303～大山町大 字上万字瀬河原212)	護岸	—	1981年	L=340.6m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地	○ ・護岸の整備、高上げ等 ・離岸堤の整備、高上げ等 ・人工リーフの整備、改良等 ※大山海岸国信地区をもとに設定	○ ・護岸の整備、高上げ等 ・離岸堤の整備、高上げ等 ・人工リーフの整備、改良等	○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線 や護岸前面等の状況を点検し、必要 に応じて養浜等の土砂対策によって適 切な維持に努める。	
				護岸	—	1982年	L=138.9m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地				
61	大山町	大山町 (水産庁)	平田漁港海岸平田地区 (大山町上萬～大山町平田)	護岸 (傾斜式)	—	1977年	L=158m	3.3m	—	—	大山町の 一部	森林 農地	○ ・護岸の整備、高上げ等 ・離岸堤の高上げ等	○ ・護岸の整備、高上げ等 ・離岸堤の高上げ等	○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線 や護岸前面等の状況を点検し、必要 に応じて養浜等の土砂対策によって適 切な維持に努める。	
				護岸 (傾斜式)	—	1977年	L=40m	2.8m	—	—	大山町の 一部	森林 農地				
				護岸 (傾斜式)	—	1977年	L=47m	2.6m	—	—	大山町の 一部	森林 農地				

海岸保全施設整理表(24)

No	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名、地区海岸名 (地先)	種類	新設 「○」 改良 「△」	整備年	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	気候変動を踏まえた 施設整備		維持又は修繕の方法
							延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		要施設 整備箇所	気候変動を踏まえた 想定される整備内容	
61	(続 き) 大山町	大山町 (水産庁)	平田漁港海岸平田地区 (大山町上萬~大山町平田)	護岸 (重力式)	—	1986年	L=22m	3.9m	—	—	大山町の 一部	森林 農地		護岸の整備、高上げ等 ・離岸堤の高上げ等	○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、日常的な巡視や5年に1回程度の 定期的な点検・評価を実施し、変状の 発生位置や劣化の進行段階に応じて 長寿命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保する。	
				護岸 (傾斜式)	—	1977年	L=27m	3.3m	—	—	大山町の 一部	森林 農地				
				護岸 (傾斜式)	—	1989年	L=26m	2.6m	—	—	大山町の 一部	森林 農地				
				護岸 (重力式)	—	1988年	L=28m	2.4m	—	—	大山町の 一部	森林 農地				
				護岸 (直立式)	—	1981~1986年	L=362m	4.5m	—	—	大山町の 一部	森林 農地				
				消波堤 (ブロック)	—	1983~1984年	L=34m	1.5m	—	—	大山町の 一部	森林 農地				
				離岸堤	—	1998年	L=149m	2.0m	—	—	—	—				
62	大山町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	大山海岸平田地区 (大山町平田字大坪257番の14地先 ~大山町平田字二反田248番の1地先)	堤防	—	1973年	L=153.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地		堤防の整備、高上げ等 ※大山海岸平田地区をもとに設定	○水門・門扉 日常的な巡視、台風前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定期 的な点検を行い、設置の経年変化や 劣化、損傷を調査するとともに、必要 に応じて長寿命化を図るなど、適切に維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。	
				根固工	—	1972年	L=157m	—	—	—	—	—				
				堤防	—	1974年	L=117.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地				
				根固工	—	1974年	L=110m	—	—	—	—	—				
				堤防	—	1975年	L=68.2m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地				
				根固工	—	1975年	L=69.6m	—	—	—	—	—				
				水門	—	1983年	1基	—	—	—	大山町の 一部	農地				

海岸保全施設整理表(25)

No	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名、地区海岸名 (地先)	種類	新設 「○」 改良 「△」	整備年	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	気候変動を踏まえた 施設整備		維持又は修繕の方法
							延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		要施設 整備箇所	気候変動を踏まえた 想定される整備内容	
63	大山町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	大山海岸保田地区 (大山町保田字瀬河原246番の1地先～大 山町保田字前濱手288番地先)	堤防	—	1968年	L=86.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地		・堤防の整備、高上げ等 ※大山海岸平田地区をもとに設定	○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、日常的な巡視や5年に1回程度の 定期的な点検・評価を実施し、変状の 発生位置や劣化の進行段階に応じて 長寿命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保する。	
				堤防	—	1969年	L=230.0m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地				
				堤防	—	1972年	L=23.6m	4.5m	—	—	大山町の 一部	農地				
				根固工	—	1977年	L=43.5m	—	—	—	—	—				
				根固工	—	1980年	L=274m	—	—	—	—	—				
64	米子市	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	淀江海岸今津地区 (米子市淀江町大字今津字妻木川22番地 先～米子市淀江町大字今津字濱田271番 の5地先)	堤防	—	1966年	L=202.0m	4.5m	—	—	米子市の 一部	住宅地 農地		・養浜による順応的な砂浜管理等 ・堤防の整備、高上げ等 ・離岸堤の高上げ等	○水門・門扉 日常的な巡視、台風前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定期 的な点検を行い、設置の経年変化や 劣化、損傷を調査するとともに、必要 に応じて長寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。  ○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線 や護岸前面等の状況を点検し、必要 に応じて養浜等の土砂対策によって適 切な維持に努める。	
				堤防	—	1966年	L=30.0m	4.5m	—	—	米子市の 一部	住宅地 農地				
				堤防	—	1967年	L=83.0m	4.5m	—	—	米子市の 一部	住宅地 農地				
				堤防	—	1968年	L=23.0m	4.5m	—	—	米子市の 一部	住宅地 農地				
				根固工	—	1968年	L=99.8m	—	—	—	—	—				
				堤防	—	1971年	L=118.3m	4.5m	—	—	米子市の 一部	住宅地 農地				
				堤防	—	1972年	L=70.4m	4.5m	—	—	米子市の 一部	住宅地 農地				
				根固工	—	1976年	L=130.0m	—	—	—	—	—				
				根固工	—	1977年	L=229.1m	—	—	—	—	—				

海岸保全施設整理表(26)

No	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名、地区海岸名 (地先)	種類	新設 「○」 改良 「△」	整備年	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	気候変動を踏まえた 施設整備		維持又は修繕の方法
							延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		要施設 整備箇所	気候変動を踏まえた 想定される整備内容	
64	(続き) 米子市	鳥取県 (水管理・国土 保安局)	淀江海岸今津地区 (米子市淀江町大字今津字裏木川22番地 先～米子市淀江町大字今津字濱田271番 の5地先)	離岸堤	—	1987年	L=80.0m	2.0m	—	—	—	—		・養浜による順応的な砂浜管理等 ・堤防の整備、高上げ等 ・離岸堤の高上げ等	○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、日常的な巡視や5年に1回程度の 定期的な点検・評価を実施し、変状の 発生位置や劣化の進行段階に応じて 長寿命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保する。  ○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突堤 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、 日常的な巡視や5年に1回程度の定 期的な点検・評価を実施し、必要に応 じてブロックの補充等による適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。  ○水門・門扉 日常的な巡視、台風期前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定期 的な点検を行い、設置の経年変化や 劣化、損傷を調査するとともに、必要 に応じて長寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。	
				離岸堤	—	1987年	L=80.0m	2.0m	—	—	—	—				
				離岸堤	—	1988年	L=90.0m	2.0m	—	—	—	—				
				離岸堤	—	1991年	L=90.0m	2.0m	—	—	—	—				
				堤防 (緩傾斜)	—	1993年	L=8.0m	4.5m	—	—	米子市の 一部	住宅地 農地				
				堤防 (緩傾斜)	—	1994年	L=15.0m	4.5m	—	—	米子市の 一部	住宅地 農地				
				砂浜	—	—	—	—	L=500m	—	米子市の 一部	住宅地 農地	未指定			
65	米子市	鳥取県 (水産庁)	淀江漁港海岸今津地区 (米子市淀江町大字今津字濱田271-5～ 米子市淀江町大字今津字濱田地内)	なし	—	—	—	—	—	—	—		—			
66	米子市	鳥取県 (水産庁)	淀江漁港海岸淀江地区 (米子市淀江町大字淀江字新地畑690-5 ～米子市淀江町大字西原字白浜の3地内)	護岸	—	1962年	L=20m	2.7m	—	—	米子市の 一部	農地 住宅地		・養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、高上げ等 ・離岸堤の高上げ等	○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線 や護岸前面等の状況を点検し、必要 に応じて養浜等の土砂対策によって適 切な維持に努める。	
				護岸	—	1962～1984年	L=1009m	3.5m	—	—	米子市の 一部	農地 住宅地				
				護岸	—	1971年～1983年	L=431m	4.5m	—	—	米子市の 一部	農地 住宅地				
				突堤	—	1965～1983年	L=482m	2.3m	—	—	—	—				
				離岸堤	—	1989～1997年	5基 L=643m	2.0m	—	—	—	—				
				砂浜	—	—	—	—	L=1,400m	—	米子市の 一部	住宅地 農地	未指定			

海岸保全施設整理表(27)

No	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「○」 改良 「△」	整備年	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	気候変動を踏まえた 施設整備		維持又は修繕の方法
							延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		要施設 整備箇所	気候変動を踏まえた 想定される整備内容	
			海岸名、地区海岸名 (地先)													
67	米子市	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	淀江海岸西原地区 (米子市淀江町大字西原字白浜ノ三1336 番2地内～米子市淀江町大字西原字白浜ノ 四1337番2地内)	離岸堤	—	1988年～1990年	L=150.0m	2.0m	—	—	—	—	○	・養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、嵩上げ等 ・離岸堤の嵩上げ等	○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、日常的な巡視や5年に1回程度の 定期的な点検・評価を実施し、変状の 発生位置や劣化の進行段階に応じて 長寿命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保する。	
				護岸	—	不明	L=227m	3.5m	—	—	米子市の 一部	住宅地 農地				
				砂浜	—	—	—	—	L=100m	—	米子市の 一部	住宅地 農地				未指定
68	米子市	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	淀江海岸淀江西地区 (米子市淀江町佐陀1423～米子市淀 江町西原1337-124)	堤防	—	1970年	L=240.0m	4.5m	—	—	米子市の 一部	住宅地 農地	○	・養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、嵩上げ等 ・離岸堤の整備、嵩上げ等	○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突堤 波浪による堤体前面の洗濯や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等につい て、日常的な巡視や5年に1回程度の定 期的な点検・評価を実施し、必要に応 じてブロックの補充等による適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。  ○水門・門扉 日常的な巡視、台風期前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定期 的な点検を行い、設置の経年変化や 劣化、損傷を調査するとともに、必要 に応じて長寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。  ○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線 や護岸前面等の状況を点検し、必要 に応じて養浜等の土砂対策によって適 切な維持に努める。	
				堤防	—	1969年	L=350.0m	4.5m	—	—	米子市の 一部	住宅地 農地				
				堤防	—	1968年	L=213.0m	4.5m	—	—	米子市の 一部	住宅地 農地				
				堤防	—	1968年	L=370.0m	4.5m	—	—	米子市の 一部	住宅地 農地				
				堤防	—	1968年	L=306.0m	4.5m	—	—	米子市の 一部	住宅地 農地				
				堤防	—	1969年	L=178.0m	4.5m	—	—	米子市の 一部	住宅地 農地				
				突堤 (1号)	—	1965年	L=30.0m (T型65.0m)	4.3m	—	—	—	—				—
				突堤 (2号)	—	1964年	L=30.0m	不明	—	—	—	—				—
				突堤 (3号)	—	1964年	L=30.0m (T型65.0m)	不明	—	—	—	—				—
				突堤 (4号)	—	1964年	L=30.0m	不明	—	—	—	—				—
突堤 (5号)	—	1964年	L=30.0m (T型65.0m)	不明	—	—	—	—	—							

海岸保全施設整理表(28)

No	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名、地区海岸名 (地先)	種類	新設 「○」 改良 「△」	整備年	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	気候変動を踏まえた 施設整備		維持又は修繕の方法
							延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		要施設 整備箇所	気候変動を踏まえた 想定される整備内容	
68	(続き) 米子市	鳥取県 (水管理・国土 保全局)	淀江海岸淀江西地区 (米子市淀江町佐陀1423～米子市淀 江町西原1337-124)	突堤 (6号)	—	1964年	L=30.0m	不明	—	—	—	—		○	養浜による順応的な砂浜管理等 護岸の整備、嵩上げ等 離岸堤の整備、嵩上げ等	○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、日常的な巡視や5年に1回程度の 定期的な点検・評価を実施し、変状の 発生位置や劣化の進行段階に応じて 長寿命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保する。  ○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突堤 波浪による堤体前面の洗濯や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、 日常的な巡視や5年に1回程度の定 期的な点検・評価を実施し、必要に応 じてブロックの補充等による適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。  ○水門・門扉 日常的な巡視、台風前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定期 的な点検を行い、設置の経年変化や 劣化、損傷を調査するとともに、必要に 応じて長寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。  ○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線 や護岸前面等の状況を点検し、必要 に応じて養浜等の土砂対策によって適 切な維持に努める。
				突堤 (7号)	—	1964年	L=30.0m (T型65.0m)	不明	—	—	—	—				
				突堤 (8号)	—	1964年	L=30.0m	不明	—	—	—	—				
				突堤 (9号)	—	1965年	L=30.0m	不明	—	—	—	—				
				突堤 (10号)	—	1965年	L=30.0m	+0.3m	—	—	—	—				
				突堤 (11号)	—	1965年	L=30.0m (T型65.0m)	1.9m	—	—	—	—				
				突堤 (12号)	—	1965年	L=30.0m	2.9m	—	—	—	—				
				突堤 (13号)	—	1965年	L=30.0m (T型65.0m)	1.0m	—	—	—	—				
				突堤 (14号)	—	1962年	L=30.0m	1.0m	—	—	—	—				
				突堤 (15号)	—	1962年	L=30.0m (T型65.0m)	不明	—	—	—	—				
				突堤 (16号)	—	1966年	L=30.0m	1.3m	—	—	—	—				
				突堤 (17号)	—	1966年	L=30.0m (T型65.0m)	1.5m	—	—	—	—				
				突堤 (18号)	—	1966年	L=30.0m	1.2m	—	—	—	—				
突堤 (19号)	—	1966年	L=30.0m (T型65.0m)	1.0m	—	—	—	—								

海岸保全施設整理表(29)

No	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「○」 改良 「△」	整備年	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	気候変動を踏まえた 施設整備		維持又は修繕の方法	
							延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		要施設 整備箇所	気候変動を踏まえた 想定される整備内容		
			延長等														天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め
68	(続 き) 米子市	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	淀江海岸淀江西地区 (米子市淀江町佐陀1423～米子市淀 江町西原1337-124)	突堤 (20号)	—	1967年	L=30.0m	2.5m	—	—	—	—	○	・養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、嵩上げ等 ・離岸堤の整備、嵩上げ等	○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、日常的な巡視や5年に1回程度の 定期的な点検・評価を実施し、変状の 発生位置や劣化の進行段階に応じて 長寿命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保する。  ○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突堤 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、 日常的な巡視や5年に1回程度の定 期的な点検・評価を実施し、必要に応 じてブロックの補充等による適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。  ○水門・門扉 日常的な巡視、台風前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定期 的な点検を行い、設置の経年変化や 劣化、損傷を調査するとともに、必要 に応じて長寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。  ○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線 や護岸前面等の状況を点検し、必要 に応じて養浜等の土砂対策によって適 切な維持に努める。		
				突堤 (21号)	—	1967年	L=30.0m	2.2m	—	—	—	—				—	
				突堤 (22号)	—	1967年	L=30.0m (T型65.0m)	1.7m	—	—	—	—				—	—
				突堤 (23号)	—	1967年	L=19.0m	3.5m	—	—	—	—				—	—
				突堤 (24号)	—	1972年	L=20.0m	不明	—	—	—	—				—	—
				突堤 (25号)	—	1969年	L=20.0m	不明	—	—	—	—				—	—
				離岸堤 (1号)	—	1967年	L=100.0m	2.5m	—	—	—	—				—	—
				離岸堤 (2号)	—	1967年	L=100.0m	2.5m	—	—	—	—				—	—
				離岸堤 (3号)	—	1967年	L=100.0m	2.5m	—	—	—	—				—	—
				離岸堤 (4号)	—	1967年	L=100.0m	2.5m	—	—	—	—				—	—
				離岸堤 (11号)	—	1972年	L=150.0m	2.7m	—	—	—	—				—	—
				離岸堤 (10号)	—	1969年	L=150.0m	2.7m	—	—	—	—				—	—
				離岸堤 (8号)	—	1985年	L=100.0m	2.5m	—	—	—	—				—	—
				離岸堤 (6号)	—	1985年	L=100.0m	2.5m	—	—	—	—				—	—
砂浜	—	—	—	—	—	—	L=1,300m	—	米子市の 一部	住宅地 農地	未指定						

海岸保全施設整理表(30)

No	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「○」 改良 「△」	整備年	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	気候変動を踏まえた 施設整備		維持又は修繕の方法
							延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		要施設 整備箇所	気候変動を踏まえた 想定される整備内容	
			海岸名、地区海岸名 (地先)													
69	米子市	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	米子海岸米子東地区 (米子市淀江町佐陀1423～西伯郡日 吉津村)	堤防	—	1972年	L=205m	4.5m	—	—	米子市の 一部	工業用地 住宅地 農地	○	・養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、高上げ等 ・離岸堤の整備、高上げ等	○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、日常的な巡視や5年に1回程度の 定期的な点検・評価を実施し、変状の 発生位置や劣化の進行段階に応じて 長寿命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保する。	
				突堤	—	不明	L=30.0m (T型65.0m)	1.5m	—	—	—	—				
				突堤	—	不明	L=30.0m	1.2m	—	—	—	—				
				突堤	—	不明	L=30.0m (T型65.0m)	1.0m	—	—	—	—				
				離岸堤	—	不明	L=100m	2.5m	—	—	—	—				
				砂浜	—	—	—	—	L=200m	—	米子市の 一部	工業用地 住宅地 農地	未指定	○水門・門扉 日常的な巡視、台風前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定期 的な点検を行い、設置の経年変化や 劣化、損傷を調査するとともに、必要に 応じて長寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。		
70	日吉津村	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	日吉津海岸 (日吉津村大字日吉津1866番の1地先～ 日吉津村大字富吉1332番1地先)	堤防	—	1963年	L=181.0m	4.5m	—	—	日吉津村の 一部	住宅地 農地 森林野原	○	・養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、高上げ等 ・離岸堤の高上げ等	○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線 や護岸前面等の状況を点検し、必要 に応じて養浜等の土砂対策によって適 切な維持に努める。	
				堤防	—	1963年	L=121.0m	4.5m	—	—	日吉津村の 一部	住宅地 農地 森林野原				
				堤防	—	1962年	L=88.0m	4.5m	—	—	日吉津村の 一部	住宅地 農地 森林野原				
				堤防	—	1961年	L=227.0m	4.5m	—	—	日吉津村の 一部	住宅地 農地 森林野原				
				堤防	—	1963年	L=114.0m	4.5m	—	—	日吉津村の 一部	住宅地 農地 森林野原				
				堤防	—	1961年	L=190.0m	4.5m	—	—	日吉津村の 一部	住宅地 農地 森林野原				
				堤防	—	1962年	L=130.0m	4.5m	—	—	日吉津村の 一部	住宅地 農地 森林野原				
				堤防	—	1972年	L=40.0m	4.5m	—	—	日吉津村の 一部	住宅地 農地 森林野原				
				堤防	—	1964年	L=260.0m	4.5m	—	—	日吉津村の 一部	住宅地 農地 森林野原				
				突堤 (1号)	—	1964年	L=30.0m (T型65.0m)	3.0m	—	—	—	—				
				突堤 (2号)	—	1964年	L=30.0m	3.0m	—	—	—	—				

海岸保全施設整理表(31)

No	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域		種類	新設 「○」 改良 「△」	整備年	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	気候変動を踏まえた 施設整備		維持又は修繕の方法			
			海岸名、地区海岸名 (地先)					延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		要施設 整備箇所	気候変動を踏まえた 想定される整備内容				
70	(続 き) 日吉津 村	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	日吉津海岸 (日吉津村大字日吉津1866番の1地先～ 日吉津村大字富士1332番1地先)		突堤 (3号)	—	1964年	L=30.0m (T型65.0m)	3.0m	—	—	—	—				<p>○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、日常的な巡視や5年に1回程度の 定期的な点検・評価を実施し、変状の 発生位置や劣化の進行段階に応じて 長寿命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突堤 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、 日常的な巡視や5年に1回程度の定 期的な点検・評価を実施し、必要に応 じてブロックの補充等による適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。</p> <p>○水門・門扉 日常的な巡視、台風期前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定期 的な点検を行い、設置の経年変化や 劣化、損傷を調査するとともに、必要 に応じて長寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。</p> <p>○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線 や護岸前面等の状況を点検し、必要 に応じて養浜等の土砂対策によって適 切な維持に努める。</p>			
					突堤 (4号)	—	1960年	L=40.0m	3.1m	—	—	—	—					—	—	
					突堤 (5号)	—	1959年	L=23.0m (T型65.0m)	3.2m	—	—	—	—					—	—	—
					突堤	—	1992年	L=152.37m	2.0m	—	—	—	—					—	—	—
					突堤 (22号)	—	1962年	L=24.0m	2.7m	—	—	—	—					—	—	—
					離岸堤 (16号)	—	1994年	L=125m	3.0m	—	—	—	—					—	—	—
					離岸堤 (15号)	—	1993年	L=150m	3.0m	—	—	—	—					—	—	—
					離岸堤 (14号)	—	1992年	L=150m	3.0m	—	—	—	—					—	—	—
					離岸堤 (13号)	—	1989年	L=150m	3.0m	—	—	—	—					—	—	—
					離岸堤 (12号)	—	1996年	L=121m	3.0m	—	—	—	—					—	—	—
					離岸堤 (9号)	—	1985年	L=100m	2.5m	—	—	—	—					—	—	—
					離岸堤 (7号)	—	1985年	L=100m	2.5m	—	—	—	—					—	—	—
					離岸堤 (5号)	—	1984年	L=50m	4.5m	—	—	—	—					—	—	—
					護岸 (4号)	—	1996年	L=50m	4.5m	—	—	日吉津村の 一部	住宅地 農地 森林野原							
					護岸 (3号)	—	1993年	L=50m	4.5m	—	—	日吉津村の 一部	住宅地 農地 森林野原							
					護岸 (2号)	—	1993年	L=50m	4.5m	—	—	日吉津村の 一部	住宅地 農地 森林野原							
					護岸 (1号)	—	1995年	L=50m	4.5m	—	—	日吉津村の 一部	住宅地 農地 森林野原							
砂浜	—	—	—	—	—	—	L=1,300m	—	日吉津村の 一部	住宅地 農地 森林野原	未指定									

海岸保全施設整理表(32)

No	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「○」 改良 「△」	整備年	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	気候変動を踏まえた 施設整備		維持又は修繕の方法	
							延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		要施設 整備箇所	気候変動を踏まえた 想定される整備内容		
			海岸名、地区海岸名 (地先)														
71	米子市	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	米子海岸米子西地区 (米子市皆生新田3丁目26-15~米子市 両三柳)	突堤	—	不明	L=30m	2.4m	—	—	—	—	○	養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、嵩上げ等 ・離岸堤の整備、嵩上げ等 ・人工リーフの整備、改良等	○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、日常的な巡視や5年に1回程度の 定期的な点検・評価を実施し、変状の 発生位置や劣化の進行段階に応じて 長寿命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保する。  ○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突堤 波浪による堤体前面の洗濯や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、 日常的な巡視や5年に1回程度の定 期的な点検・評価を実施し、必要に応 じてブロックの補充等による適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。  ○水門・門扉 日常的な巡視、台風前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定 期的な点検を行い、設置の経年変化や 劣化、損傷を調査するとともに、必要 に応じて長寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。  ○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線 や護岸前面等の状況を点検し、必要 に応じて養浜等の土砂対策によって適 切な維持に努める。		
				突堤	—	不明	L=30m	1.4m	—	—	—	—				—	
				突堤	—	不明	L=30m	1.5m	—	—	—	—				—	—
				突堤	—	不明	L=30m×2 基 L=60m	1.0m	—	—	—	—				—	—
				離岸堤 (6号)	—	1976年	L=150m	3.0m	—	—	—	—				—	—
				離岸堤 (4号)	—	1974年	L=150m	3.0m	—	—	—	—				—	—
				離岸堤 (2号)	—	1972年	L=150m	3.0m	—	—	—	—				—	—
				離岸堤 (1号)	—	1971年	L=150m	3.0m	—	—	—	—				—	—
				潜堤 (1号)	—	2006年	L=140m	0.6m	—	—	—	—				—	—
				潜堤 (2号)	—	2011年	L=120m	1.0m	—	—	—	—				—	—
				離岸堤 (7号)	—	1977年	L=150m	3.0m	—	—	—	—				—	—
				離岸堤 (8号)	—	1978年	L=150m	3.0m	—	—	—	—				—	—
				離岸堤 (9号)	—	1979年	L=150m	3.0m	—	—	—	—				—	—
				離岸堤 (10号)	—	1980年	L=150m	3.0m	—	—	—	—				—	—
離岸堤 (11号)	—	1981年	L=150m	3.0m	—	—	—	—	—	—							
離岸堤 (12号)	—	1982年	L=150m	3.0m	—	—	—	—	—	—							

海岸保全施設整理表(33)

No	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名、地区海岸名 (地先)	種類	新設 「○」 改良 「△」	整備年	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	気候変動を踏まえた 施設整備		維持又は修繕の方法
							延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		要施設 整備箇所	気候変動を踏まえた 想定される整備内容	
71	(続き) 米子市	鳥取県 (水管理・国土保全局)	米子海岸米子西地区 (米子市皆生新田3丁目26-15～米子市 両三柳)	護岸	—	1966年	L=257.5m	4.5m	—	—	米子市の 一部	観光街 工業用地 住宅地・農地	○	・養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、高上げ等 ・離岸堤の整備、高上げ等 ・人工リーフの整備、改良等	○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、日常的な巡視や5年に1回程度の 定期的な点検・評価を実施し、変状の 発生位置や劣化の進行段階に応じて 長寿命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保する。  ○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突堤 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、 日常的な巡視や5年に1回程度の定 期的な点検・評価を実施し、必要に応 じてブロックの補充等による適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。  ○水門・門扉 日常的な巡視、台風前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定期 的な点検を行い、設置の経年変化や 劣化、損傷を調査するとともに、必要 に応じて養浜等の土砂対策によって適 切な維持に努める。  ○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線 や護岸前面等の状況を点検し、必要 に応じて養浜等の土砂対策によって適 切な維持に努める。	
				護岸	—	1963年	L=162.9m	4.5m	—	—	米子市の 一部	観光街 工業用地 住宅地・農地				
				護岸	—	1960年	L=385.2m	4.5m	—	—	米子市の 一部	観光街 工業用地 住宅地・農地				
				護岸	—	1958年	L=148.6m	4.5m	—	—	米子市の 一部	観光街 工業用地 住宅地・農地				
				護岸	—	1957年	L=357.3m	4.5m	—	—	米子市の 一部	観光街 工業用地 住宅地・農地				
				護岸	—	1959年	L=163.1m	4.5m	—	—	米子市の 一部	観光街 工業用地 住宅地・農地				
				護岸	—	1961年	L=260.8m	4.5m	—	—	米子市の 一部	観光街 工業用地 住宅地・農地				
				護岸	—	1963年	L=189.8m	4.5m	—	—	米子市の 一部	観光街 工業用地 住宅地・農地				
				護岸	—	1963年	L=110.2m	4.5m	—	—	米子市の 一部	観光街 工業用地 住宅地・農地				
				護岸	—	1965年	L=180.0m	4.5m	—	—	米子市の 一部	観光街 工業用地 住宅地・農地				
				護岸	—	1965年	L=520.6m	4.5m	—	—	米子市の 一部	観光街 工業用地 住宅地・農地				
				護岸	—	1966年	L=189.2m	4.5m	—	—	米子市の 一部	観光街 工業用地 住宅地・農地				
				護岸	—	1968年	L=218.7m	4.5m	—	—	米子市の 一部	観光街 工業用地 住宅地・農地				
				砂浜	—	—	—	—	L=2,400m	—	米子市の 一部	観光街 工業用地 住宅地・農地				未指定
72	米子市	米子市 (水産庁)	皆生漁港海岸両三柳地区 (米子市両三柳地先)	護岸	—	1985年	L=81m	4.5m	—	—	米子市の 一部	保安林	—	—		
				護岸	—	1982年	L=20.3m	4.5m	—	—	米子市の 一部	保安林				

海岸保全施設整理表(34)

No	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「○」 改良 「△」	整備年	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	気候変動を踏まえた 施設整備		維持又は修繕の方法	
							延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		要施設 整備箇所	気候変動を踏まえた 想定される整備内容		
			海岸名、地区海岸名 (地先)														地域
73	米子市	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	米子海岸両三柳地区 (米子市両三柳～米子市夜見町308)	突堤 (1号)	—	1978年	L=65m	1.5m	—	—	—	—	○	・養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、嵩上げ等 ・離岸堤の整備、嵩上げ等	○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、日常的な巡視や5年に1回程度の 定期的な点検・評価を実施し、変状の 発生位置や劣化の進行段階に応じて 長寿命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保する。  ○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突堤 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、 日常的な巡視や5年に1回程度の定 期的な点検・評価を実施し、必要に 応じてブロックの補充等による適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。  ○水門・門扉 日常的な巡視、台風前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定期 的な点検を行い、設置の経年変化や 劣化、損傷を調査するとともに、必要 に応じて長寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。  ○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線 や護岸前面等の状況を点検し、必要 に応じて養浜等の土砂対策によって適 切な維持に努める。		
				突堤 (2号)	—	1979年	L=65m	1.8m	—	—	—	—				—	
				突堤 (3号)	—	1979年	L=65m	1.8m	—	—	—	—				—	—
				突堤 (4号)	—	1979年	L=65m	1.8m	—	—	—	—				—	—
				突堤 (5号)	—	1979年	L=65m	1.8m	—	—	—	—				—	—
				突堤 (6号)	—	1980年	L=65m	1.8m	—	—	—	—				—	—
				突堤 (7号)	—	1982年	L=65m	1.8m	—	—	—	—				—	—
				突堤 (8号)	—	1983年	L=55m	1.8m	—	—	—	—				—	—
				突堤 (9号)	—	1984年	L=45m	1.8m	—	—	—	—				—	—
				離岸堤 (1号)	—	1976年	L=150m	3.0m	—	—	—	—				—	—
				離岸堤 (2号)	—	1996年	L=122m	3.0m	—	—	—	—				—	—
				離岸堤 (3号)	—	1997年	L=120m	3.0m	—	—	—	—				—	—
				離岸堤 (4号)	—	2015年	L=120m	2.0m	—	—	—	—				—	—
				離岸堤 (5号)	—	2015年	L=120m	2.0m	—	—	—	—				—	—
				離岸堤 (6号)	—	2016年	L=78m	2.0m	—	—	—	—				—	—
護岸	—	不明	L=49m	4.5m	—	—	米子市の 一部	保安林	—	—	—						

海岸保全施設整理表(35)

No	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「○」 改良 「△」	整備年	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	気候変動を踏まえた 施設整備		維持又は修繕の方法
							延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		要施設 整備箇所	気候変動を踏まえた 想定される整備内容	
			海岸名、地区海岸名 (地先)													
73	(続 き) 米子市	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	米子海岸南三柳地区 (米子市南三柳～米子市夜見町3088)	護岸	—	不明	L=486m	4.5m	—	—	米子市の 一部	保安林	○	養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、嵩上げ等 ・離岸堤の整備、嵩上げ等	○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、日常的な巡視や5年に1回程度 の定期的な点検・評価を実施し、変状 の発生位置や劣化の進行段階に 応じて長寿命化を図るなど、適 切な維持・修繕に努め、施設の機 能を確保する。	
				護岸	—	不明	L=280m	4.0m	—	—	米子市の 一部	保安林				
				砂浜	—	2026年3月	L=1,032m	—	—	—	米子市の 一部	保安林				砂浜指定日 2026/3/18
74	米子市	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	米子海岸夜見地区 (米子市夜見町字砂浜3088番19地先～ 米子市夜見町字砂浜五3103番23地先)	護岸	—	1986年	L=254.4m	4.5m	—	—	米子市の 一部	住宅地 工業用地	○	養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、嵩上げ等 ・離岸堤の整備、嵩上げ等	○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突堤 波浪による堤体前面の洗濯や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等につい て、日常的な巡視や5年に1回程度 の定期的な点検・評価を実施し、必要に 応じてブロックの補充等による適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。  ○水門・門扉 日常的な巡視、台風期前などにお ける開閉点検及び5年に1回程度 の定期的な点検を行い、設置の経年変化 や劣化、損傷を調査するとともに、必要 に応じて長寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。  ○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線 や護岸前面等の状況を点検し、必要 に応じて養浜等の土砂対策によって適 切な維持に努める。	
				護岸	—	1987年	L=70.0m	4.5m	—	—	米子市の 一部	住宅地 工業用地				
				護岸	—	1987年	L=25.7m	4.5m	—	—	米子市の 一部	住宅地 工業用地				
				護岸	—	1988年	L=91.5m	4.5m	—	—	米子市の 一部	住宅地 工業用地				
				護岸	—	1989年	L=590.0m	4.5m	—	—	米子市の 一部	住宅地 工業用地				
				突堤	—	1993年～1995年	L=120m (横堤 50.0m)	1.7m (0.4m)	—	—	—	—				
				離岸堤	—	1980年	L=200.0m	2.0m	—	—	—	—				
				離岸堤	—	1988年	L=121.9m	2.0m	—	—	—	—				
砂浜	—	2026年3月	L=680m	—	—	—	米子市の 一部	住宅地 工業用地	砂浜指定日 2026/3/18							

海岸保全施設整理表(36)

No	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名、地区海岸名 (地先)	種類	新設 「○」 改良 「△」	整備年	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	気候変動を踏まえた 施設整備		維持又は修繕の方法
							延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		要施設 整備箇所	気候変動を踏まえた 想定される整備内容	
75	米子市	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	米子海岸富益地区 (米子市富益町字新開老1番19地先 ～米子市富益町字新開拾参226番10地 先)	突堤	—	1993年～1995年	L=120m (横堤 50.0m)	1.7m (0.4m)	—	—	—	—	○	・養浜による順応的な砂浜管理等 ・護岸の整備、高上げ等 ・人工リーフの整備、改良等	○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、日常的な巡視や5年に1回程度 の定期的な点検・評価を実施し、変状 の発生位置や劣化の進行段階に応じて 長寿命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保する。  ○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突堤 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、 日常的な巡視や5年に1回程度 の定期的な点検・評価を実施し、必要に 応じてブロックの補充等による適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保す る。  ○水門・門扉 日常的な巡視、台風前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定期 的な点検を行い、設置の経年変化や 劣化、損傷を調査するとともに、必要 に応じて長寿命化を図るなど、適切な 維持・修繕に努め、施設の機能を確保 する。	
				潜堤 (1号)	—	2004年	L=201m	-0.8m	L=201m (うち182m施 設改良済)	3.0m 施設改良済 2025年	—	—				—
				潜堤 (2号)	—	2006年	L=198m	-0.8m	L=198m (うち179m施 設改良済)	3.0m 施設改良済 2020年	—	—				—
				潜堤 (3号)	—	2008年	L=176m	-0.8m	L=176m (うち157m施 設改良済)	3.0m 施設改良済 2018年	—	—				—
				潜堤 (4号)	—	2009年	L=182m	-0.8m	L=182m (うち163m施 設改良済)	3.0m 施設改良済 2017年	—	—				—
				潜堤 (5号)	○	2011年	L=193m	-0.8m	L=193m (うち35m施 設改良済)	※ 施設改良 実施中	—	—				—
				砂浜	—	—	—	—	L=1,800m	—	米子市 の一部	保安林				未指定
76	米子市	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	米子海岸和田地区 (米子市和田町字濱田瀬東1番の4地先～ 米子市和田町字御崎川尻北3099番の6地 先)	沖合施設	○	—	—	—	L=1,500m (検討中)	—	米子市 の一部	保安林 住宅地	未指定	○	・養浜による順応的な砂浜管理等 ・離岸堤の整備等	○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線 や護岸前面等の状況を点検し、必要 に応じて養浜等の土砂対策によって適 切な維持に努める。
				砂浜	—	—	—	—	L=1,500m	—	米子市 の一部	保安林 住宅地	未指定			
77	米子市	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	米子海岸大篠津地区 (米子市大篠津町字上跡落1番地先～米 子市大篠津町字高場851番の9地先)	沖合施設	○	—	—	—	L=1,100m (検討中)	—	米子市 の一部	保安林 住宅地 商業用地	未指定	○	・養浜による順応的な砂浜管理等 ・離岸堤の整備等	○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線 や護岸前面等の状況を点検し、必要 に応じて養浜等の土砂対策によって適 切な維持に努める。
				砂浜	—	—	—	—	L=1,100m	—	米子市 の一部	保安林 住宅地 商業用地	未指定			
78	境港市	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	境港海岸中浜地区 (境港市佐斐神町字砂浜一1番18地先～ 境港市新屋町字寄会前3450番地先)	砂浜	—	2026年3月	L=1,618m	—	—	—	境港市 の一部	保安林 住宅地 商業用地	砂浜指定日 2026/3/18	○	・養浜による順応的な砂浜管理等 ・離岸堤の整備等	
79	境港市	境港管理組 合 (港湾局)	境港海岸弓浜地区 (境港市竹内団地1番地先～昭和町2-22 番地先)	護岸	—	1979年	L=1,480m	3.0～3.5m	—	—	境港市 の一部	緑地 工業用地		—		
				護岸	—	1979年	L=1,026m	2.1m	—	—	境港市 の一部	工業用地				
				砂浜	—	—	—	—	L=200m	—	境港市 の一部	緑地 工業用地				